# 昭27. 2. 13.



# 官報

主要目次


政令
○繭糸価格安定法施行令　二四九頁
最高裁判所規則
○裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則　二五〇
省令
○食糧管理法施行規則の一部改正　二五〇
○港湾建設部工事事務所等組織規程の一部改正　二五一
告示
○自転車競走を行うことのできる市指定（桑名市）　二五一
○同右（鈴鹿市）　二五一
○無線局免許　二五一
○国家公安委員会所属高知県本部無線局の無線設備変更　二五一
○連合国財産管理人解任　二五七
○連合国財産譲渡命令　二五七
○連合国財産譲渡、引渡命令　二五七
○通信教育用学習図書の検定申請受理種目　二五九
○優良自動車整備事業者認定規則に基き、名称を変更した事業者又は事業場等　二五九
○倉庫証券の発行許可　二五九
○営業所を変更した倉庫営業者　二五九
○茨木下中條郵便局移転、改称　二五九
○中之島郵便局等設置　二五九
○地方電気通信部及び地方電気通信管理所の名称、位置及び管轄区域の件の一部改正　二五九
○昭和二十六年十二月分建築物及び住宅動態統計の集計結果　二六〇


## 政令

繭糸価格安定法施行令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年二月十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

### 政令第二十一号

繭糸価格安定法施行令

内閣は、繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第三條及び附則第一項但書の規定に基き、この政令を制定する。

（法第二條の施行の日）

**第一條**　繭糸価格安定法（以下「法」という。）第二條の規定は、昭和二十七年二月十四日から施行する。

（標準生糸の種類、繊度及び品位）

**第二條**　法第三條第一項の政令で定める種類、繊度及び品位は、白繭糸二十一中A格とする。

（標準生糸の最高価格及び最低価格の算定）

**第三條**　標準生糸の最高価格は、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額の十二割と生糸価格指数、主要繊維価格指数及び物価指数の関係から附録の算式により算出される価格（以下「物価参しやく値」という。）の十二割とを基準とし、経済事情を参しやくして定める。

2　標準生糸の最低価格は、最高価格の七割を基準とし、経済事情を参しやくして定める。

3　標準生糸の最高価格及び最低価格は、百斤について定める。

**第四條**　前條第一項の繭の生産費の額は、省令で定める調査の結果に基き、次項の規定により算出される上繭一貫当り生産費を基準として算出する。

2　上繭一貫当り生産費は、農林大臣の定める基準に該当する養蚕業者（その繭生産費が例外と認められるものを除く。）の左の各号に掲げる費用の上繭一貫当り総和平均額の合計額からこれらの者の副収入の上繭一貫当り総和平均額を控除して算出する。

一　蚕種費
二　共同飼育費
三　肥料費
四　諸材料費
五　防除費
六　桑樹成園費
七　建物費
八　農蚕具費
九　畜力費
十　労働費
十一　賃料料金
十二　租税課金（所得税及び事業税を除く。）
十三　支拂利子
十四　支拂地代

**第五條**　第三條第一項の生糸の製造及び販売に要する費用の額は、省令で定める調査の結果に基き、器械生糸製造業者（その生糸製造販売費が例外と認められるものを除く。）の左の各号に掲げる費用の生糸百斤当り総和平均額の合計額からこれらの者の副収入の生糸百斤当り総和平均額を控除して算出する。

一　原料繭副費
二　燃料費
三　補助材料費
四　労務費
五　経費（租税課金については、所得税、法人税及び事業税を除く。）
六　一般管理費
七　販売費
八　支拂利子

**第六條**　第四條第二項及び前條に規定する費用及び副収入の内容については、省令で定める。

（格差金の算出方法）

**第七條**　法第三條第二項の規定により標準生糸の最高価格又は最低価格に加減すべき額（以下「格差金」という。）は、それぞれ各種類、繊度及び品位の生糸別に、法第二條の売渡又は買入の申込があつた日の二十二日前から三日前までの期間内における毎日の標準生糸の百斤当り平均売買価格と当該種類、繊度及び品位の生糸の百斤当り平均売買価格との差額を平均し、十円未満を四捨五入して算出する。

2　前項の平均売買価格は、法第十三條の規定によりその日に届出があつた売買取引（値ぎめ先約定によるものその他省令で定めるものを除く。以下同じ。）の単価及び数量に基いて算出する。

3　第一項の期間内において、法第十三條の規定による届出がないか、又はその届出に係る売買取引が著しく少量な種類、繊度及び品位の生糸の格差金は、同項の規定にかかわらず、生糸の取引事情を参しやくして、農林大臣が定める。

4　それぞれの種類、繊度及び品位の生糸について前三項の規定により定まる格差金とその前日における当該種類、繊度及び品位の生糸の格差金との差額が前日における格差金の百分の一をこえない場合には、前三項の規定にかかわらず、前日における当該種類、繊度及び品位の格差金をもつて当日における格差金とする。

### 附則

この政令は、昭和二十七年二月十四日から施行する。

### 附録

$$P = p_0 \times w \times x'_1$$

Pは、物価参しやく値

$p_0$は、本邦物価指数の基準時における標準生糸百斤当りの価格

wは、標準生糸の最高価格及び最低価格を決定する時（以下「価格決定時」という。）の最近三箇月間における本邦物価指数の平均値

$x'_1$は、次の算式から求められる生糸価格率推定値に基き、その標準誤差の範囲内で農林大臣が定める数値

$$x_1 = a + bx_2 + cx_3$$

$x_1$は、生糸価格率推定値

$x_2$は、価格決定時の最近三箇月間における本邦主要繊維価格率（本邦主要繊維価格指数の本邦物価指数に対する割合をいう。以下同じ。）の平均値

$x_3$は、価格決定時の最近三箇月間における米国主要繊維価格率（米国主要繊維価格指数の米国物価指数に対する割合をいう。以下同じ。）の平均値

a、b及びcは、それぞれ次の算式から算出される係数

毎日文庫
明治三十五年五月三十一日第三種郵便物認可

$$\Sigma X_1 = na + b\Sigma X_2 + c\Sigma X_3$$
$$\Sigma X_1 X_2 = a\Sigma X_2 + b\Sigma X_2^2 + c\Sigma X_2 X_3$$
$$\Sigma X_1 X_3 = a\Sigma X_3 + b\Sigma X_2 X_3 + c\Sigma X_3^2$$

$X_1$は、価格決定時の最近二十四箇月間における各月（本邦生糸価格指数の本邦物価指数に対する割合が異常と認められる月を除く。以下同じ。）の本邦生糸価格指数の本邦物価指数に対する割合をいう。）の三箇月移動平均値

$X_2$は、価格決定時の最近二十四箇月間における各月の本邦主要織維価格率（本邦生糸価格指数の本邦物価指数に対する割合をいう。）の三箇月移動平均値

$X_3$は、価格決定時の最近二十四箇月間における各月の米国主要織維価格率の三箇月移動平均値

nは、$X_1$の項数

備考　この附録における本邦物価指数、本邦主要織維価格指数及び本邦生糸価格指数は、日本銀行の卸売物価指数の調査により、米国物価指数及び米国主要織維価格指数は、アメリカ合衆国労働省労働統計局の卸売物価指数の調査による。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　広川　弘禪
内閣総理大臣　吉田　茂

## 最高裁判所規則

◎最高裁判所規則第三号

裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日　最高裁判所

裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則

**第一條**　裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十條の規定により俸給の調整を行う裁判所職員（以下職員という。）の官職は、次の通りとする。

一　裁判所書記官及び少年調査官

二　裁判所書記官補の職権の特例に関する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十一号）第一項の規定により裁判所書記官の職務を行う者に指名された裁判所書記官補及び少年調査官補の職権の特例に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第十二号）第一項の規定により少年調査官の職務を行う者に指名された少年調査官補（最高裁判所が指定するものを除く。）

**第二條**　前條に掲げる官職にある職員の俸給の調整額は、その職員の俸給表に定められた俸給額（これに相当するものを含む。以下俸給額という。）とこれに相当する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百七十八号）附則別表第二の新俸給月額欄の額に対応する号俸から次の表による号俸数だけ上位の号俸に対応する新俸給月額欄の額との差額とする。

| 職員 | 号俸数 |
|---|---|
| 第一條第一号に掲げるもの の場合 | 二 |
| 第一條第二号に掲げるもの の場合 | 一 |

**第三條**　前條に定める調整額は、職員の俸給額に加えて支給する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日から適用する。

最高裁判所長官　田中耕太郎

## 省令

◎農林省令第三号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八條ノ二第二項及び第九條第一項の規定に基き、食糧管理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日　農林大臣　広川　弘禪

食糧管理法施行規則の一部を改正する省令

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「一月十五日」を「二月十七日」に、同條第四項中「二月十五日」を「三月十三日」に改め、同條第二項第二号中「小売販売業者甲としての業務」の下に「（次條第一項の規定により業者登録を受けた小売販売業者甲については、その者に対し当該業務に係る債権債務のすべてを譲渡した者の業務、第二十二條の三第一項の規定により業者登録を受けた小売販売業者甲については、その者に対し廃止しようとする営業所における当該業務に係る債権債務のすべてを譲渡した企業組合の当該営業所に係る業務を含む。）」を加え、同條中第五項を第六項とし、第四項の次に第五項として次の一項を加える。

小売販売業者甲又は卸売販売業者の業者登録を受けようとする者であつて、都道府県知事が当該業者登録を受けるため、公正な登録を妨げる等不公正な方法を用いたと認めるものに対しては、前四項の規定にかかわらず、当該業者登録は、行わない。

第二十二條の次に次の二條を加える。

**第二十二條の二**　都道府県知事は、小売販売業者甲又は卸売販売業者であつて、その業務を廃止しようとするもの（以下旧販売業者という。）が当該業務に必要な施設として現に使用している物に、生活上消費者又は小売販売業者甲、めん小売販売業者、めん製造販売業者、パン製造販売業者及びパン製造販売業者が、第十八條第一項又は第二項の規定により旧販売業者にした登録は、第一項の規定による業者登録を受けた者にしたものとみなす。

第一項の規定により申請に係る法人が小売販売業者甲の業者登録を受けたときは、その者は、その時に、旧販売業者が第十八條第二項の規定により登録していた卸売販売業者に登録したものとみなす。

**第二十二條の三**　二以上の営業所につき、それぞれ、小売販売業者甲の業者登録を受けている企業組合がその全部又は一部の営業所に係る当該業務を廃止しようとする場合において当該組合の解散により又はその同意を得て、廃止しようとする営業所に係る当該業務に必要な施設として当該組合が現に使用しているものにつきその使用に関する権利を取得して、当該業務を営もうとする当該組合の組合員若しくは当該組合の組合員であつた者又はこれらの者のみを組合員とする企業組合から、当該営業所の所在地を管轄する市町村長を経て、小売販売業者甲臨時登録申請書を都道府県知事に提出したときは、当該都道府県知事は、その者に対し、小売販売業者甲の業者登録を行うことができる。

申請者が左の各号の一に該当するときは、前項の規定による業者登録は、行わない。

一　当該営業所（営業所が二以上の場合は各営業所。以下この項において同じ。）において、従前当該業務に従事していた者の過半数が引き続き申請者の従業員として当該業務に従事することとならないとき

第二項の規定により申請に係る法人が業者登録を受けたときは、その時に、生活上消費者又は小売販売業者甲、めん小売販売業者、めん製造販売業者及びパン製造販売業者が、第十八條第一項又は第二項の規定により旧販売業者にした登録は、第一項の規定による業者登録を受けた者にしたものとみなす。

第一項の規定により申請に係る法人が小売販売業者甲の業者登録を受けたときは、その者は、その時に、旧販売業者が第十八條第二項の規定により登録していた卸売販売業者に登録したものとみなす。



二　申請者が当該企業組合と協議の上当該営業所における当該業務に係る債権債務と決定したもののすべてを承継しないとき

三　申請者が第二十條第一項第一号に掲げる者に該当するとき

四　申請者が当該業務の運営に必要な純資産を有しないとき

五　申請者につき当該業者登録を行うとした場合には、当該営業所につき当該組合に登録している生活上消費者に対し、主要食糧の購入に関し著しい不便を與えることとなるとき

第一項の申請書には第十九條第一項各号に掲げる事項を記載し、且つ、これに第一項の権利の取得及び第二項第三号の債権債務の承継を証明する文書並びに第二項の当該組合の解散の事由を証明する文書又は当該組合の同意書を添附しなければならない。

第一項の規定により申請者が業者登録を受けたときは、その時に、生活上消費者が第十八條第一項の規定により当該営業所につき当該企業組合にした登録は、第一項の規定により業者登録を受けたものとしたものとみなし、その者は、その時に、当該企業組合が第十八條第二項の規定により登録していた卸売販売業者に登録したものとみなす。

第二十三條中「それぞれその登録期間の始期から一箇月以内に」を「遅滞なく」に改める。

第三十三條の次に次の一條を加える。

**第三十三條の二**　二以上の小売販売業者甲又は卸売販売業者がそれぞれ合併し、その一が合併後存続しようとする場合には、合併後存続しようとする小売販売業者甲又は卸売販売業者は、その旨を記載した合併承認申請書をその営業所の所在地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第一項の承認には、第二十二條の二第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「業者登録」とあるのは「承認」と、同項第一号及び第四号中「旧販売業者」とあるのは「合併前の小売販売業者甲又は卸売販売業者」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、第一項の承認をし、又は承認をしなかつたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、承認をした場合にあつてはその旨及び合併の時期その他必要な事項を公表しなければならない。

第七條第三項から第五項までの規定は、前項の規定により承認しない旨の通知を受けた者に準用する。この場合において、同條第四項中「農林大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第一項の承認を受けた小売販売業者甲又は卸売販売業者が当該承認に係る合併をしたときは、その時に、生活上消費者又は小売販売業者甲、めん小売販売業者、めん製造販売業者又はパン製造販売業者が、第十八條第一項又は第二項の規定により合併後消滅する小売販売業者甲又は卸売販売業者にした登録は、合併後存続する小売販売業者甲又は卸売販売業者にしたものとみなす。

第三十五條の二及び三をそれぞれ第三十五條の三及び四とし、第三十五條の次に次の一條を加える。

**第三十五條の二**　販売業者又はとう、精業者は、その交付を受けた登録票に記載された氏名又は名称に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその営業所又は工場の所在地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出しなければならない。

販売業者又はとう、精業者は、その交付を受けた登録票に記載された営業所又は工場の所在地を変更しようとするときは、その旨を記載した変更承認申請書をその営業所又は工場の所在地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

都道府県知事は、前項の承認をし、又は承認をしなかつたときは、遅滞なく、その旨をその申請者に通知するとともに、承認をした場合にあつては、その旨を公表しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◎運輸省令第六号

港湾建設部工事事務所等組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日　運輸大臣　村上　義一

港湾建設部工事事務所等組織規程の一部を改正する省令

港湾建設部工事事務所等組織規程（昭和二十四年運輸省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一（工事事務所）中第四港湾建設部八代港工事事務所の項の次に次の一項を加える。

同　鹿児島港湾　鹿児島市

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年二月一日から適用する。

## 告示

◎地方財政委員会告示第四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一條第一項の規定により、自転車競走を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十七年二月十三日　地方財政委員会委員長　野村　秀雄

桑名市

◎地方財政委員会告示第五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一條第一項の規定により、自転車競走を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十七年二月十三日　地方財政委員会委員長　野村　秀雄

鈴鹿市

## 電波監理委員会告示第五百四十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

| | | |
|---|---|---|
| 一 | 免許の年月日及び番号 | 昭和二十六年十二月二十六日　第一八二〇号 |
| 二 | 免許人の名称 | 日本放送協会 |
| 三 | 無線局の種別 | 陸上移動局 |
| 四 | 無線局の目的 | 放送事業に使用するため、陸上移動業務を行う。 |
| 五 | 通信の相手方 | 自局の受信設備 |
| 六 | 通信事項 | 各種実況放送番組の中継に関する事項 |
| 七 | 免許の有効期限 | 昭和二十七年三月二十七日 |
| 八 | 設置場所 | 移動体の種別　携帯<br>移動範囲　関東、甲信越、東海、北陸、東北一円<br>常置場所　東京都千代田区内幸町二丁目二番地　東経一三九度四六分　北緯三五度四〇分 |
| 九 | 呼出符号、電波の型式及び構成 | JO2AD　A三　二七・三五〇kc　水晶発振　終段格子変調　〇・五W |
| 十 | 空中線の型式及び構成 | 垂直型 |
| 十一 | 運用許容時間 | 常時 |

## 電波監理委員会告示第五百四十五号

国家公安委員会所属高知県本部無線局の無線設備は、昭和二十六年八月二十二日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

| | | |
|---|---|---|
| 一 | 承認の年月日及び番号 | 昭和二十五年六月一日　第五〇六四号 |
| 二 | 承認を受けた者 | 国家公安委員会 |
| 三 | 無線局の種別 | 固定局 |
| 四 | 無線局の目的 | 警察事務に使用するため、固定業務を行う。 |
| 五 | 通信の相手方 | 国家公安委員会所属の広島、徳島、香川及び愛媛の各固定局並びに応急用の各固定局 |
| 六 | 通信事項 | 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項 |

七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　東経一三三度三二分　北緯三三度三三分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQI—2　A三　二、〇〇〇kc　水晶発振　一〇〇W
JQI—2　A二　二、四五五kc
JQI—2　A一　二、二〇〇kc
JQI—2　〃　四、九七五kc
〃　A一　五、四一五kc
（注一）
（注二）
（注三）
（注四）
十　空中線の型式及び構成　単條、ダブレット
十一　運用許容時間　常時
十二　その他
（注一）の周波数の使用は、夜間に限る。但し、県下各警察署に対する一せい指令警察通信に使用する場合を除く。
（注二）の周波数の使用は、晝間に限る。
（注三）の周波数の使用は、広島、徳島、香川及び愛媛と通信を行う場合に限る。
（注四）の周波数の使用は、応急の場合に限る。

**◉電波監理委員会告示第五百四十六号**

電波法第十五條の規定に基く、無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年一月一日　第六二五二号
二　免許人の名称　三井鉱山株式会社
三　無線局の種別　陸上移動業務を行う。
四　無線局の目的　地質調査のため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　三井鉱山株式会社三池鉱業所を中心として、半径二〇マイル以内を移動範囲とする陸上移動局
六　通信事項　海底下探鉱に必要な通信連絡
七　免許の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　常置場所を中心として半径二〇マイル以内
常置場所　大牟田市原山町一七〇番地　東経一三〇度二七分　北緯三三度〇一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JKY—30　A三　二、〇〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　三W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　午前六時から午後八時三十分まで

**◉電波監理委員会告示第五百四十七号**

電波法第十五條の規定に基く、無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年一月一日　第六二五三号
二　免許人の名称　三井鉱山株式会社
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　地質調査のため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　三池鉱業所を中心として、半径二〇マイル以内を移動範囲とする陸上移動局
六　通信事項　海底下探鉱に必要な通信連絡
七　免許の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　常置場所を中心として半径二〇マイル以内
常置場所　大牟田市原山町一七〇番地　東経一三〇度二七分　北緯三三度〇一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JKY—31　A三　二、〇〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　三W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　午前六時から午後八時三十分まで

**◉電波監理委員会告示第五百四十八号**

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百六十一号日本国有鉄道所属秋田非常局（基地）の設置場所並びに空中線の型式及び構成は、昭和二十七年二月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第八項中「秋田市手形上町　東経一四〇度〇九分　北緯三九度四三分」を「秋田市楢山長沼　東経一四〇度〇七分　北緯三九度四三分」に改める。

第十項中「水平Y型」を「逆L型」に改める。

**◉電波監理委員会告示第五百四十九号**

第三明神丸無線局の周波数は、昭和二十六年十月一日変更した。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一四九号
二　免許人の氏名　福原録次郎
三　無線局の目的　船舶局
四　無線局の種別　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第三明神丸（主たる停泊港　銚子）
九　呼出名称　さんごうみようじんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
十三　橘丸無線局の周波数は、昭和二十六年五月十五日変更した。

**◉電波監理委員会告示第五百五十号**

橘丸無線局の周波数は、次の通りである。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六九三号
二　免許人の名称　日鉄汽船株式会社



三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日鉄汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　橘丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JEGB
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　五〇〇kc　主発振　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

**◉電波監理委員会告示第五百五十一号**

第一宝盛丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月三十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六六三号
二　免許人の氏名　寺田六太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一宝盛丸（主たる停泊港　銚子）
九　呼出名称　いちごうほうせいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇kc　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

**◉電波監理委員会告示第五百五十二号**

第八伊藤丸無線局の周波数は、昭和二十六年三月三十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六六〇号
二　免許人の氏名　伊藤市太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第八伊藤丸（主たる停泊港　銚子）
九　呼出符号及び呼出名称　JPBT　はちごういとうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　五〇〇kc　第一装置　主発振　リップル変調　A一、A二　一二五W
A一　三、七〇〇kc　三、九五〇kc　六、二〇〇kc　九、五〇〇kc　一二、〇〇〇kc　第二装置　中短波　水晶発振　第一、第二装置　終段抑制格子変調　A二　但し、三、七〇〇kcは一五W
A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A三　四〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

**◉電波監理委員会告示第五百五十三号**

明天丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三一一四号
二　免許人の名称　明治海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　明治海運株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　明天丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼出符号　JQIF
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　五〇〇kc　水晶発振　リップル変調　二五〇W
A一　五、四一〇kc　五、七〇〇kc　六、二〇〇kc　八、二〇〇kc　八、四三〇kc　八、五〇〇kc　水晶発振　リップル変調　五〇W
補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　五〇〇kc　水晶発振　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜T型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◎電波監理委員会告示第五百五十四号

きじ無線局の周波数は、昭和二十六年七月四日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認を受けた者　海上保安庁
二　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三三一二号
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属神戸海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　きじ（主たる停泊港　由良）
九　呼出符号及び呼出名称　JQSY　じゅんしせんきじ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一　一二五W　A二　一二五W
A一、A二、A三　四〇〇kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　六二一kc　六二六kc　六八〇kc　六八五kc　七〇〇kc　七〇〇kc　七〇〇kc　七〇〇kc　七〇〇kc　七〇〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一　一二五W　A二　一二五W　A三　四〇〇W
A一　二一〇kc　二一〇kc　二一〇kc

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月十八日　第一六八九号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十月十七日
八　設置場所　あじさい（主たる停泊港　東京）
九　呼出名称　じゅんしせんあじさい
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、二四〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段陽極、遮蔽格子同時変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　ホイップ
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百六十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十七日　第三四二三号
二　免許人の名称　旭汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、旭汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　泉丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼出符号　JKHW
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一　一、二四〇kc　八、二五〇kc　八、四五〇kc　六、二〇〇kc　五、五〇〇kc　五、七〇〇kc　四、二〇〇kc　水晶発振　リップル変調　二五〇W
- A一、A二　四、六八〇kc　四、二〇〇kc　四、二五〇kc　四、七五〇kc　三、七五〇kc

補助装置　A一、A二
- 四、六八〇kc　四、二〇〇kc　四、二五〇kc　四、七五〇kc　三、七五〇kc　水晶発振　リップル変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第五百六十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月十一日　第八一七二号
二　免許人の氏名　浜元嘉一
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、稚内、網走、紋別の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月十日
八　設置場所　稲荷丸（主たる停泊港　網走）
九　呼出名称　いなりまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc　二、六五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百六十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十六日　第八一八四号
二　免許人の氏名　道正長光
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　函館、稚内、釧路の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十五日
八　設置場所　日鮮丸（主たる停泊港　函館）
九　呼出名称　どうしようにつしようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時



◉大蔵省告示第二百六十四号

旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第二項の規定により、丹羽株式会社（兵庫県神戸市生田区京町八十二番地）の営業に関する管理人　株式会社神戸銀行（兵庫県神戸市生田区三の宮町二丁目十八番地）を解任した。

昭和二十七年二月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

◉大蔵省告示第二百六十五号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第五号の規定により、昭和二十三年十月二日死亡した田中穐の相続人田中そのえ（三重県志摩郡鳥羽町小浜三百五十三番地）に対し、被相続人名義の左の出資持分を昭和二十七年二月四日にジョーゼ・ラッセル（神奈川県横浜市中区山手町二百二十番地）に譲渡することを命じた。

昭和二十七年二月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

| 種類 | 数量 | 責任 |
|---|---|---|
| 橘合資会社持分 | 一万一千五百円 | 有限責任 |

◉大蔵省告示第二百六十六号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、左の者に対し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十七年二月五日に日本カタン糸株式会社（大阪府大阪市東区平野町五丁目十三番地）に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十七年二月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　帝国製糸株式会社（大阪府八尾市大字安中二百十八番地）

| 種類 | 数量 | 所在地 |
|---|---|---|
| (一) 土地（畑） | 三反二畝二十四歩 | 大阪府八尾市大字安中三百七十二番の二、三十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四及び三十五 |
| (二) 建物 | 一棟総坪七十六坪六合八勺 | 同所二百三十五番地、二百三十六番地、二百三十七番地及び第二百三十八番地 |
| (三) 動産 | 五十四点 | 同所二百十八番地 |

二　株式会社・東旭川工業所（北海道石狩国上川郡東旭川村上兵村十三番地）

| 種類 | 数量 | 所在地 |
|---|---|---|
| 動産 | 一点 | 北海道石狩国上川郡東旭川村上兵村十三番地 |

◉大蔵省告示第二百六十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、臼杵信用組合第三回平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　臼杵信用組合第三回平和定期貯金
二　條件
(一) 契約期間　六月
(二) 預入金額　一口千円
(三) 利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年三月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特等 | 一〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 五、〇〇〇 | 一 |
| 二等 | 一、〇〇〇 | 三 |
| 三等 | 一〇〇 | 一五 |
| 四等 | 五〇 | 七〇 |
| 五等 | 一八 | 二、九一〇 |
| 計 | | 三、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十二日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十八日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條に規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百六十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第四回下松信用組合七星定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四回下松信用組合七星定期貯金
二　條件
(一) 契約期間　六月
(二) 預入金額　一口千円
(三) 利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特等 | 一〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 五〇〇 | 三 |
| 二等 | 九〇 | 六 |
| 三等 | 五〇 | 九〇 |
| 四等 | 二〇 | 二、九〇〇 |
| 計 | | 三、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十七日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百六十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第九回東京都連合信用組合振興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第九回東京都連合信用組合振興定期貯金
二　條件
(一) 契約期間　六月
(二) 預入金額　一口千円
(三) 利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月八日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は、二等のうちから定める。

◉電波監理委員会告示第五百六十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月八日　第八一七九号
二　免許人の氏名　小林政道
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、稚内、小樽の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二日
八　設置場所　晴芳丸（主たる停泊港　小樽）
九　呼出名称　せいほうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特賞 | 二〇〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 五〇、〇〇〇 | 一 |
| 二等 | 五、〇〇〇 | 八 |
| 三等 | 五〇〇 | |
| 四等 | 一〇〇 | |
| 五等 | 五〇 | |
| 六等 | 二〇 | |
| 計 | 九五、五九〇 | |
| | 一〇〇、〇〇〇 | |

抽せん期日　昭和二十七年四月八日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

## ◎大蔵省告示第二百七十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、安芸津信用組合割増金附講和記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　安芸津信用組合割増金附講和記念定期貯金

二　條件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年三月三十一日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

四　割増金

㈠第一回抽せん

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 一等 | 二〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 二等 | 二、〇〇〇 | 五 |
| 三等 | 一、五〇〇 | 一〇 |
| 四等 | 五〇〇 | 二五 |
| 五等 | 一〇〇 | 五〇 |
| 六等 | 五〇 | 一〇〇 |
| 七等 | 三〇 | 三〇〇 |
| 計 | 二〇 | 一、〇〇〇 |
| | | 一、五九一 |

㈡第二回抽せん

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 一等 | 四〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 二等 | 五、〇〇〇 | 二 |
| 三等 | 二、〇〇〇 | 四 |
| 四等 | 一、〇〇〇 | 一〇 |
| 五等 | 五〇〇 | 二〇 |
| 六等 | 三〇 | 六〇 |
| 七等 | 二〇 | 一二〇 |
| 計 | | 一、〇〇〇 |

抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後十日を経過した日

## ◎文部省告示第五号

通信教育用学習図書の検定申請は、左記の種目について受理する。

昭和二十七年二月十三日

文部大臣　天野　貞祐

通信教育用学習図書受理種目

| 学校 | 受理種目名 | 学年別ページ数 1 | 2 | 3 | 本文色刷度数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 高等学校 | 国語 | 一七六 | 一七六 | 一七六 | 1 |
| | 国語（文学） | 一三二 | 一三二 | 一三二 | 1 |
| | 国語（言語） | 二四〇 | 二四〇 | 二四〇 | 1 |
| | 国語（文学と言語とを総合したもの） | 五六〇 | 五六〇 | 五六〇 | 1 |
| | 漢文 | 二一六 | 二一六 | 二一六 | 1 |
| | 一般社会 | 五〇四 | | | 1 |
| | 人文地理 | | | 五五二 | 1 |
| | 一般数学 | 四〇〇 | | | 1 |
| | 解析Ⅰ | 四〇〇 | | | 1 |
| | 解析Ⅱ | 四〇〇 | | | 1 |
| | 幾何 | 四〇〇 | | | 1 |
| | 地学 | 四九六 | | | 1 |

注意

一、各図書の下の学年別ページ数の欄に記載してある数字は、各学年における検定を受理する図書のページ数（A5判の場合、またA5判以外の場合はその割合で換算したページ数とする。）の限界を示す。なお、この表の制限ページで一六〇ページ以上のものは一六ページ、また制限ページ未満のものはその一割に当るページ数を超えていることが校正刷審査の際に判明した場合は、その本の印刷を許可しない。

二、二分冊以上に分けて申請する場合でも、その使用学年を通して全部が完成していなければ受理しない。

三、通信教育学習図書検定基準その他諸手続については、文部省管理局教科書検定課に問い合わせられたい。

## ◎運輸省告示第三十九号

優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）第十五條及び第十六條の規定に基き、次のとおり告示する。

昭和二十七年二月十三日　運輸大臣　村上　義一

一、次の事業者又は事業場は、名称を左のとおり変更した。

認定番号　旧名称　新名称　所在地

**二級重整備工場**

九　大阪市交通局野里工場　大阪市交通局運輸部自動車課車両工場　大阪

**一級重整備工場**

一三八　道北貨物自動車株式会社　道北自動車株式会社　北海道

二八六　太陽自動車工業株式会社　太陽自動車株式会社　大阪

二、次の事業者は、認定の効力を失つた。

認定番号　名称　所在地

**二級重整備工場**

一〇八　東京交通工業株式会社　東京

三一〇　月島自動車工業株式会社　新主たる営業所の所在地

## ◎大蔵省告示第二百七十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、松江信用金庫割増金附第九回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　松江信用金庫割増金附第九回平和定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口五百円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月十五日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

四　割増金

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特賞 | 一〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 一、〇〇〇 | 二 |
| 二等 | 五〇〇 | 二 |
| 三等 | 一〇〇 | 五 |
| 四等 | 五〇 | 二〇 |
| 五等 | 一〇 | 二〇〇 |
| 六等 | 五 | 一、〇〇〇 |
| 七等 | 三 | 三、〇〇〇 |
| 計 | | 一、五〇〇 |

抽せん期日　昭和二十七年四月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

## ◎大蔵省告示第二百七十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、岡山信用金庫第五回幸運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　岡山信用金庫第五回幸運定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月十五日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特賞 | 一〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 五、〇〇〇 | 二 |
| 二等 | 一〇〇 | 九 |
| 三等 | 三〇 | 一五〇 |
| 四等 | 二〇 | 二、八三八 |
| 計 | | 三、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

## ◎大蔵省告示第二百七十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、淡路信用金庫第一回宝定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　淡路信用金庫第一回宝定期積金

二　條件

㈠契約期間　一年

㈡給付金額　一口六千円

㈢掛金の金額及び回数　五百円　十二回

㈣抽せん権　全掛金拂込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附与する。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月十四日まで。

抽せん権五百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特等 | 一〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 五、〇〇〇 | 二 |
| 二等 | 一〇〇 | 九 |
| 三等 | 三〇 | 一五〇 |
| 四等 | 二〇 | 二、八三八 |
| 計 | | 三、〇〇〇 |

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

## ◎大蔵省告示第二百七十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、共栄信用金庫壽定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　共栄信用金庫壽定期積金

二　條件

㈠契約期間　一年

㈡給付金額　一口六千円

㈢掛金の金額及び回数　五百円　十二回

㈣抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月十五日まで。

抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 二等 | 一、〇〇〇 | 五 |
| 三等 | 五〇〇 | 一〇 |
| 四等 | 一〇〇 | 五〇 |
| 五等 | 三三 | 四三二 |
| 計 | | 五〇〇 |

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後五日を経過した日

## ◎大蔵省告示第二百七十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、岡山信用金庫第六回幸運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　岡山信用金庫第六回幸運定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月十五日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 特賞 | 二〇〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 一等 | 五〇、〇〇〇 | 一 |
| 二等 | 五、〇〇〇 | 八 |
| 三等 | 五〇〇 | |
| 四等 | 一〇〇 | |
| 五等 | 五〇 | |
| 六等 | 二〇 | |
| 計 | 九五、五九〇 | |
| | 一〇〇、〇〇〇 | |

五　抽せん期日　昭和二十七年四月八日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

## ◎大蔵省告示第二百七十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、安芸津信用組合割増金附講和記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　安芸津信用組合割増金附講和記念定期貯金

二　條件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年三月三十一日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

四　割増金

㈠第一回抽せん

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 一等 | 二〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 二等 | 二、〇〇〇 | 五 |
| 三等 | 一、五〇〇 | 一〇 |
| 四等 | 五〇〇 | 二五 |
| 五等 | 一〇〇 | 五〇 |
| 六等 | 五〇 | 一〇〇 |
| 七等 | 三〇 | 三〇〇 |
| 計 | 二〇 | 一、〇〇〇 |
| | | 一、五九一 |

㈡第二回抽せん

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |
|---|---|---|
| 一等 | 四〇、〇〇〇円 | 一本 |
| 二等 | 五、〇〇〇 | 二 |
| 三等 | 二、〇〇〇 | 四 |
| 四等 | 一、〇〇〇 | 一〇 |
| 五等 | 五〇〇 | 二〇 |
| 六等 | 三〇 | 六〇 |
| 七等 | 二〇 | 一二〇 |
| 計 | | 一、〇〇〇 |

抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後十日を経過した日

## ◎文部省告示第五号

通信教育用学習図書の検定申請は、左記の種目について受理する。

昭和二十七年二月十三日

文部大臣　天野　貞祐

通信教育用学習図書受理種目

| 学校 | 受理種目名 | 学年別ページ数 1 | 2 | 3 | 本文色刷度数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 高等学校 | 国語 | 一七六 | 一七六 | 一七六 | 1 |
| | 国語（文学） | 一三二 | 一三二 | 一三二 | 1 |
| | 国語（言語） | 二四〇 | 二四〇 | 二四〇 | 1 |
| | 国語（文学と言語とを総合したもの） | 五六〇 | 五六〇 | 五六〇 | 1 |
| | 漢文 | 二一六 | 二一六 | 二一六 | 1 |
| | 一般社会 | 五〇四 | | | 1 |
| | 人文地理 | | | 五五二 | 1 |
| | 一般数学 | 四〇〇 | | | 1 |
| | 解析Ⅰ | 四〇〇 | | | 1 |
| | 解析Ⅱ | 四〇〇 | | | 1 |
| | 幾何 | 四〇〇 | | | 1 |
| | 地学 | 四九六 | | | 1 |

注意

一、各図書の下の学年別ページ数の欄に記載してある数字は、各学年における検定を受理する図書のページ数（A5判の場合、またA5判以外の場合はその割合で換算したページ数とする。）の限界を示す。なお、この表の制限ページで一六〇ページ以上のものは一六ページ、また制限ページ未満のものはその一割に当るページ数を超えていることが校正刷審査の際に判明した場合は、その本の印刷を許可しない。

二、二分冊以上に分けて申請する場合でも、その使用学年を通して全部が完成していなければ受理しない。

三、通信教育学習図書検定基準その他諸手続については、文部省管理局教科書検定課に問い合わせられたい。

## ◎運輸省告示第三十九号

優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）第十五條及び第十六條の規定に基き、次のとおり告示する。

昭和二十七年二月十三日　運輸大臣　村上　義一

一、次の事業者又は事業場は、名称を左のとおり変更した。

認定番号　旧名称　新名称　所在地

**二級重整備工場**

一三八　道北貨物自動車株式会社　道北自動車株式会社　北海道

二八六　太陽自動車工業株式会社　太陽自動車株式会社　大阪

二、次の事業者は、認定の効力を失つた。

認定番号　名称　所在地

**二級重整備工場**

一〇八　東京交通工業株式会社　東京

三一〇　月島自動車工業株式会社　新主たる営業所の所在地　大阪市西区南安治川通一丁目二九番地

変更年月日　昭和二十六年十二月二十五日

名称　美濃倉庫運輸株式会社

旧主たる営業所の所在地　岐阜市鶴田町三丁目一番地

新主たる営業所の所在地　岐阜市高野町七丁目一七番地

変更年月日　昭和二十七年一月十二日

名称　西九州倉庫株式会社

旧主たる営業所の所在地　佐世保市元海軍工廠立神地区

新主たる営業所の所在地　佐世保市立神町

変更年月日　昭和二十六年十一月二十九日

## ◎郵政省告示第三十六号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年二月九日から次の郵便局を移転、改称した。

昭和二十七年二月十三日

郵政大臣　佐藤　栄作

| 現名称 | 改称 | 現在位置 | 移転位置 |
|---|---|---|---|
| 茨木下中條郵便局 | 茨木高瀬（いばらきたかせ）郵便局 | 茨木市大字下中條 | 茨木市大字茨木 |

## ◎郵政省告示第三十七号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年二月十一日から次の郵便局を設置し、これを特定郵便局長を長とする郵便局とした。但し、中之島郵便局のほかは郵便物集配事務を取り扱わない。

昭和二十七年二月十三日

郵政大臣　佐藤　栄作

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 中之島郵便局 | 鹿児島県大島郡十島村大字中之島 |
| 口之島郵便局 | 同大字口之島（中之島局郵便区内） |
| 宝島郵便局 | 同大字宝島（中之島局郵便区内） |

## ◎電気通信省告示第四十三号

昭和二十四年八月電気通信省告示第三十一号（地方電気通信部及び地方電気通信管理所の名称、位置及び管轄区域の件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年二月十五日から施行する。

昭和二十七年二月十三日

電気通信大臣　佐藤　栄作

別表第一倡越電気通信局管内、長岡電気通信管理所の項管轄区域の欄中「三島郡」を「三島郡（大河津村大字五千石　野中蔵　下中條　大河津　北曽根　小豆曽根　竹ノ森　敦ケ曽根　万善寺　高内字高内　求草寺字五社　鰐口を除く。）」に改める。

同新潟電気通信管理所の項管轄区域の欄中「南蒲原郡」の次に次を加える。

三島郡のうち

大河津村大字五千石　野中蔵　下中條　大河津　北曽根　小豆曽根　竹ノ森　敦ケ曽根　万善寺　高内字高内　求草寺字五社　鰐口字鰐口

◉建設省告示第四十五号

建築動機統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）第十一條第一項の規定に基き、昭和二十六年十二月分建築物及び住宅動機統計の集計結果を左のとおり告示する。

昭和二十七年二月十三日　建設大臣　野田卯一

一　各表の記載例については、昭和二十六年四月三日建設省告示第二百二十八号官報掲載による。

第1表

着工建築物及び着工住宅府県別表　昭和26年12月分

| | 全建築物 | | 住宅 | | | 新設住宅 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 住宅計 | | | | | |
| | 延べ面積(坪) | 工事費予定額(千円) | 延べ面積(坪) | 叠数 | 戸数 | 延べ面積(坪) | 叠数 |
| 昭和25年(4月～12月、月平均) | 999,525 | 11,487,187 | 512,079 | 461,255 | 24,847 | 418,565 | 392,065 |
| 昭和26年12月分 | | | | | | | |
| 合計 | 798,597 | 15,469,801 | 427,060 | 386,620 | 21,457 | 365,427 | 341,114 |
| 市部計 | 501,525 | 11,198,511 | 279,051 | 255,938 | 14,833 | 244,039 | 228,556 |
| 郡部計 | 297,072 | 4,271,290 | 148,009 | 130,682 | 6,624 | 121,388 | 112,558 |
| 北海道 | 30,788 | 779,147 | 13,217 | 12,705 | 578 | 10,637 | 10,448 |
| 青森 | 5,415 | 83,266 | 3,241 | 2,971 | 132 | 2,882 | 2,743 |
| 岩手 | 8,620 | 161,159 | 3,726 | 3,398 | 157 | 3,404 | 3,137 |
| 宮城 | 9,572 | 180,724 | 6,193 | 6,125 | 268 | 5,396 | 5,444 |
| 秋田 | 6,026 | 93,622 | 2,311 | 2,236 | 101 | 1,900 | 1,961 |
| 山形 | 9,568 | 177,030 | 3,834 | 3,774 | 185 | 3,039 | 3,175 |
| 福島 | 13,753 | 186,851 | 7,168 | 7,098 | 308 | 6,546 | 6,599 |
| 茨城 | 15,649 | 242,398 | 9,116 | 7,919 | 391 | 6,844 | 6,358 |
| 栃木 | 8,780 | 142,637 | 3,269 | 2,775 | 155 | 2,671 | 2,296 |
| 群馬 | 15,597 | 251,941 | 7,283 | 5,863 | 311 | 6,283 | 5,126 |
| 埼玉 | 6,596 | 95,403 | 4,558 | 4,005 | 280 | 4,144 | 3,703 |
| 千葉 | 9,664 | 143,269 | 5,143 | 4,408 | 215 | 3,616 | 3,388 |
| 東京 | 82,261 | 1,989,924 | 61,777 | 59,111 | 3,344 | 54,455 | 53,339 |
| 神奈川 | 32,594 | 847,066 | 19,658 | 18,561 | 1,254 | 17,474 | 16,859 |
| 新潟 | 20,742 | 260,508 | 9,496 | 8,075 | 327 | 6,597 | 6,104 |
| 富山 | 6,069 | 104,497 | 3,086 | 2,670 | 111 | 2,604 | 2,203 |
| 石川 | 9,983 | 184,433 | 3,571 | 3,351 | 111 | 2,676 | 2,570 |
| 福井 | 7,940 | 91,623 | 4,622 | 3,486 | 137 | 3,775 | 2,796 |
| 山梨 | 2,575 | 50,776 | 1,632 | 1,591 | 70 | 1,432 | 1,430 |
| 長野 | 12,334 | 190,906 | 4,223 | 3,730 | 157 | 3,523 | 3,346 |
| 岐阜 | 9,107 | 133,530 | 4,861 | 4,078 | 175 | 3,720 | 3,471 |
| 静岡 | 22,920 | 350,921 | 9,910 | 8,588 | 421 | 7,746 | 6,974 |
| 愛知 | 70,154 | 1,475,244 | 30,933 | 28,481 | 1,373 | 27,718 | 26,011 |
| 三重 | 12,111 | 242,170 | 5,305 | 5,256 | 231 | 4,638 | 4,565 |
| 滋賀 | 5,292 | 80,705 | 2,014 | 1,901 | 82 | 1,324 | 1,274 |
| 京都 | 12,691 | 196,617 | 4,952 | 5,331 | 199 | 4,087 | 4,700 |
| 大阪 | 81,996 | 1,864,829 | 44,714 | 39,667 | 3,149 | 40,961 | 36,686 |
| 兵庫 | 51,082 | 1,273,070 | 31,545 | 29,160 | 1,490 | 27,797 | 26,163 |
| 奈良 | 3,746 | 69,867 | 1,335 | 1,088 | 43 | 977 | 830 |
| 和歌山 | 5,699 | 101,128 | 3,784 | 3,094 | 154 | 3,150 | 2,838 |
| 鳥取 | 4,364 | 68,362 | 1,831 | 1,677 | 86 | 1,676 | 1,522 |
| 島根 | 8,516 | 120,773 | 4,102 | 3,062 | 146 | 2,955 | 2,617 |
| 岡山 | 16,953 | 282,915 | 8,611 | 6,658 | 374 | 6,618 | 5,951 |
| 広島 | 25,375 | 374,762 | 14,554 | 13,573 | 717 | 12,811 | 12,045 |
| 山口 | 12,519 | 232,391 | 7,712 | 7,112 | 728 | 7,101 | 6,734 |
| 徳島 | 7,113 | 112,453 | 3,544 | 3,160 | 151 | 2,802 | 2,589 |
| 香川 | 7,195 | 117,167 | 4,495 | 3,993 | 218 | 4,310 | 3,830 |
| 愛媛 | 15,118 | 245,747 | 10,330 | 9,285 | 447 | 8,874 | 8,100 |
| 高知 | 8,241 | 142,284 | 5,587 | 4,829 | 284 | 5,438 | 4,672 |
| 福岡 | 48,647 | 1,030,313 | 18,811 | 15,400 | 833 | 15,139 | 13,547 |
| 佐賀 | 7,248 | 100,548 | 3,998 | 3,668 | 168 | 3,275 | 3,178 |
| 長崎 | 10,580 | 180,606 | 7,020 | 5,758 | 332 | 5,886 | 4,904 |
| 熊本 | 8,420 | 92,910 | 3,262 | 2,992 | 144 | 2,689 | 2,576 |
| 大分 | 12,405 | 137,704 | 6,841 | 6,291 | 275 | 5,186 | 4,876 |
| 宮崎 | 4,933 | 65,731 | 2,317 | 2,086 | 116 | 2,115 | 1,985 |
| 鹿児島 | 11,646 | 119,874 | 7,568 | 6,580 | 529 | 6,536 | 5,501 |

第2表

着工建築物建築主別表　昭和26年12月分

| | 総計 | |
|---|---|---|
| | 延べ面積(坪) | 工事費予定額(千円) |
| 総計 | 798,597 | 15,469,801 |
| 国 | 33,406 | 972,840 |
| 都道府県 | 27,448 | 566,081 |
| 市区町村 | 109,630 | 2,543,464 |
| 会社その他の法人 | 145,370 | 3,827,171 |
| 個人 | 482,743 | 7,560,245 |

第3表

着工建築物構造別表　昭和26年12月分

| | 総計 | | 市部 | | 郡部 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 延べ面積(坪) | 工事費予定額(千円) | 延べ面積(坪) | 工事費予定額(千円) | 延べ面積(坪) | 工事費予定額(千円) |
| 総計 | 798,597 | 15,469,801 | 501,525 | 11,198,511 | 297,072 | 4,271,290 |
| 木造 | 720,264 | 12,081,081 | 492,642 | 8,118,409 | 290,622 | 3,962,672 |
| 鉄筋コンクリート造 | 51,382 | 2,511,477 | 48,595 | 2,305,746 | 2,787 | 205,731 |
| 鉄骨造 | 22,187 | 713,728 | 19,130 | 626,250 | 3,057 | 87,478 |
| その他 | 4,764 | 163,515 | 4,158 | 148,106 | 606 | 15,409 |

第4表

着工建築物用途別表　昭和26年12月分

| | 総計 | | 市部 | | 郡部 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 延べ面積(坪) | 工事費予定額(千円) | 延べ面積(坪) | 工事費予定額(千円) | 延べ面積(坪) | 工事費予定額(千円) |
| 総計 | 798,597 | 15,469,801 | 501,525 | 11,198,511 | 297,072 | 4,271,290 |
| 居住用建築物 | 438,058 | 7,759,878 | 282,846 | 5,757,807 | 155,212 | 2,002,071 |
| 公共用建築物 | 135,425 | 3,057,021 | 64,647 | 1,706,856 | 70,778 | 1,350,165 |
| 公益事業用建築物 | 14,330 | 499,934 | 11,094 | 49,296 | 3,236 | 80,638 |
| 商業用建築物 | 76,498 | 1,970,845 | 63,632 | 1,734,248 | 12,866 | 236,597 |
| 鉱工業用建築物 | 92,713 | 1,865,538 | 68,944 | 1,479,962 | 23,769 | 385,576 |
| 農林水産業用建築物 | 38,238 | 286,962 | 8,160 | 79,837 | 30,078 | 207,125 |
| その他 | 3,335 | 29,623 | 2,202 | 20,505 | 1,133 | 9,118 |

第5表

着工住宅新設利用関係別表　昭和26年12月分

| | 総計 | | | 市部 | | | 郡部 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 戸数 | 延べ面積(坪) | 叠数 | 戸数 | 延べ面積(坪) | 叠数 | 戸数 | 延べ面積(坪) | 叠数 |
| 総計 | 21,457 | 365,427 | 341,114 | 14,833 | 244,039 | 228,556 | 6,624 | 121,388 | 112,558 |
| 持家 | 15,631 | 297,458 | 274,280 | 10,714 | 194,395 | 179,609 | 4,917 | 103,063 | 94,671 |
| 貸家 | 3,447 | 37,108 | 35,851 | 3,007 | 32,579 | 31,847 | 440 | 4,529 | 4,004 |
| 給与住宅 | 1,262 | 20,851 | 20,656 | 707 | 12,374 | 12,319 | 555 | 8,477 | 8,337 |
| その他 | 1,117 | 10,010 | 10,327 | 405 | 4,691 | 4,781 | 712 | 5,319 | 5,546 |

第6表

着工住宅新設種類別表　昭和26年12月分

| | 総計 | | | 市部 | | | 郡部 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 戸数 | 延べ面積(坪) | 叠数 | 戸数 | 延べ面積(坪) | 叠数 | 戸数 | 延べ面積(坪) | 叠数 |
| 総計 | 21,457 | 365,427 | 341,114 | 14,833 | 244,039 | 228,556 | 6,624 | 121,388 | 112,558 |
| 専用住宅 | 17,048 | 265,932 | 264,081 | 12,146 | 187,080 | 185,539 | 4,902 | 78,852 | 78,542 |
| 農漁業用併用住宅 | 1,039 | 28,475 | 24,083 | 106 | 3,259 | 3,338 | 933 | 25,216 | 20,745 |
| 一般併用住宅 | 3,017 | 65,973 | 48,352 | 2,330 | 50,437 | 36,844 | 687 | 15,536 | 11,508 |
| その他の住宅 | 353 | 5,047 | 4,598 | 251 | 3,263 | 2,835 | 102 | 1,784 | 1,763 |

第7表

着工建築物及び着工住宅新設都市別表

昭和26年12月分

（人口十五万以上及び県庁所在の都市）

| 都市名 | 全建築物延べ面積(坪) | 新設住宅 戸数 | 新設住宅 延べ面積(坪) |
|---|---|---|---|
| 札幌 | 2,140 | 52 | 990 |
| 小樽 | 422 | 7 | 146 |
| 函館 | 4,041 | 94 | 999 |
| 青森 | 930 | 23 | 526 |
| 盛岡 | 109 | 2 | 34 |
| 仙台 | 2,398 | 76 | 1,431 |
| 秋田 | 1,202 | 47 | 555 |
| 山形 | 746 | 24 | 460 |
| 福島 | 989 | 28 | 542 |
| 水戸 | 1,540 | 56 | 983 |
| 宇都宮 | 1,260 | 34 | 431 |
| 前橋 | 1,155 | 40 | 519 |
| 浦和 | 261 | 19 | 214 |
| 千葉 | 2,295 | 52 | 1,120 |
| 東京 | 77,399 | 3,080 | 50,690 |
| 横浜 | 13,858 | 493 | 7,110 |
| 横須賀 | 1,637 | 90 | 1,066 |
| 川崎 | 7,931 | 300 | 3,686 |
| 新潟 | 1,924 | 49 | 1,041 |
| 富山 | 2,721 | 72 | 1,645 |
| 金沢 | 3,763 | 29 | 539 |
| 福井 | 2,311 | 52 | 1,205 |
| 甲府 | 741 | 27 | 513 |
| 長野 | 2,248 | 3 | 43 |
| 岐阜 | 2,049 | 33 | 721 |
| 静岡 | 2,813 | 74 | 1,325 |
| 浜松 | 3,274 | 66 | 1,125 |
| 名古屋 | 39,500 | 954 | 19,359 |
| 津 | 2,040 | 43 | 993 |
| 大津 | 928 | 25 | 300 |
| 京都 | 6,993 | 116 | 1,631 |
| 大阪 | 54,121 | 1,897 | 24,479 |
| 堺 | 7,212 | 486 | 5,942 |
| 布施 | 2,170 | 114 | 1,299 |
| 神戸 | 16,998 | 599 | 10,492 |
| 姫路 | 4,818 | 108 | 2,008 |
| 尼崎 | 4,315 | 96 | 1,791 |
| 奈良 | 343 | 1 | 19 |
| 和歌山 | 784 | 15 | 287 |
| 鳥取 | 587 | 18 | 442 |
| 松江 | 655 | 15 | 298 |
| 岡山 | 6,672 | 170 | 3,025 |
| 広島 | 7,148 | 258 | 4,987 |
| 呉 | 3,849 | 85 | 1,711 |
| 下関 | 1,749 | 76 | 1,255 |
| 山口 | 406 | 15 | 241 |
| 徳島 | 2,434 | 43 | 792 |
| 高松 | 3,531 | 145 | 2,933 |
| 松山 | 4,624 | 158 | 3,086 |
| 高知 | 4,134 | 171 | 3,039 |
| 福岡 | 2,263 | 61 | 1,175 |
| 八幡 | 8,968 | 30 | 562 |
| 大牟田 | 2,870 | 100 | 1,880 |
| 小倉 | 1,933 | 29 | 537 |
| 佐賀 | 677 | 9 | 176 |
| 長崎 | 1,865 | 55 | 874 |
| 佐世保 | 4,070 | 135 | 2,633 |
| 熊本 | 2,090 | 32 | 527 |
| 大分 | 1,066 | 37 | 616 |
| 宮崎 | 736 | 21 | 420 |
| 鹿児島 | 3,017 | 88 | 1,400 |

正誤

昭和二十五年五月二日官報号外（第四十九号）公布の法律第百三十一号中「法三十」を「法三」に、同「大正四年」を「大正」に、同「一行政事務者」を「総理府官報報告主任」に、同「正」を「正」に、昭和二十七年一月八日農林省告示第四十七号中「農業者又は個人業者の氏名及び住所」を「農業者又は個人業者の氏名及び住所」に、同「豊田村今宇外崎」を「豊田村大字外崎」に、同「河大」を「河合」に、同「正」を「正」に、いずれも誤植

## 国会事項

○衆議院

◉議事日程　二月十二日の議事日程は次の通り。

議事日程　第十号

昭和二十七年二月十二日（火曜日）

午後一時開議

第一　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案（内閣提出）

第二　小型船舶安全及び網漁業整理特別措置法案（第十二回国会内閣提出）

第三　国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○参議院

◉質問主意書提出　二月十一日左の質問主意書を内閣に提出した。

相互銀行法と解約手数料に関する質問主意書（原虎一提出）

## 叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年一月十三日

能登毛織株式会社に委嘱する。

電源監理委員会委員長　網島毅

第十三回国会政府委員を命ずる（一月十一日）

○文部省

◉昭和二十六年十一月一日

文部教官に任命する　高安久雄

◉昭和二十六年十一月十六日

厚生技官　森喜

文部教官に任命する

◉昭和二十六年十一月四日

大塚三七雄

◉文部教官に任命する

◉昭和二十七年一月一日

（各通）　赤石工藤正四郎　浦上保安官　鈴木敬信　山本猪吉

文部教官に任命する

◉昭和二十七年一月十一日

総理府事務官　浜麿人

文部事務官に任命する

文部教官　高安久雄

東京大学助教授に補する（二十六年十一月一日）

同　森喜

東京大学助手を命ずる（二十六年十一月十六日）

同　御園生桂三郎

山梨大学教授に補する（二十六年十二月一日）

同　大塚三七雄

東京学芸大学教授に補する（二十六年十一月四日）

（各通）　同同　内藤武雄　同相原茂

東京大学教授に補する（二十六年十二月十六日）

第7528号
P. 260
昭27. 2. 13.

# 昭27.2.13. 第7528号



同　有道　知行
東京医科歯科大学講師に補する（二十六年十二月三十一日）
同　赤石　英
弘前大学弘前医科大学教授に補する
同　工藤正四郎
東京大学教授に補する
同　鈴木　敬信
東京学芸大学教授に補する
同　山本　猶吉
新潟大学教授に補する（以上一月一日）
文部事務官　寺中　作雄
社会教育局長に補する
同　久保田藤麿
調査普及局長に補する
同　近藤　直人
管理局長に補する
同　小林　行雄
大臣官房会計課長を命ずる（以上一月二十二日）

## ○労働省

◎昭和二十七年二月一日
労働事務官　鈴木　喜一
労働基準監督官に任命する
労働事務官　古賀　照夫
労働事務官に任命する

淡路円治郎
平尾　誠一
西村健次郎
（各道）法務府事務官
労働事務官　江下　孝
同　谷野　せつ
労働基準監督官　三川　克己
同　小鴨　光男
同　永田秀太郎
労働基準監督官分限審議会委員を委嘱する
同　福川　宅一
足立労働基準監督署長に補する
同　入谷　勇
上野労働基準監督署長に補する
地方労働基準監督官を免ずる
同　浜村　英俊
飯田橋労働基準監督署長に補する
地方労働基準監督官を免ずる

同　成島　哲
向島労働基準監督署長に補する
同　長谷部康規
東京労働基準局監督課勤務を命ずる
同　鈴木　喜一
十一級三号俸を給する
品川労働基準監督署長に補する
同　山田　英雄
東京労働基準局監督課勤務を命ずる
同　戸石　文丸
大森労働基準監督署長に補する
同　丸山　元佑
王子労働基準監督署長に補する
同　福井　覚夫
中野労働基準監督署長に補する
地方労働基準監督官を免ずる
同　高久千代喜
東京労働基準局監督課勤務を命ずる
地方労働基準監督官を命ずる
同　中尾　幸吉
東京労働基準局労災補償課勤務を命ずる
労災補償地方監察官を命ずる
同　佐藤　芳蔵
八王子労働基準監督署長に補する
同　正善　一郎
三鷹労働基準監督署長に補する
労災補償地方監察官を免ずる
同　松尾　秀一
中野労働基準監督署勤務を命ずる
労働事務官　古賀　照夫
十級七号俸を給する
東京労働基準局庶務課長を命ずる
労災補償地方監察官を免ずる
労働基準監督官　吉田　公雄
東京労働基準局監督課勤務を命ずる
地方労働基準監督官を命ずる
同　井手　網吉
東京労働基準局監督課勤務を命ずる
地方労働基準監督官を命ずる
同　花藤要之輔
東京労働基準局労災補償課勤務を命ずる
労災補償地方監察官を命ずる

同　広川　謹一
中央労働基準監督署勤務を命ずる
同　有井　聡
飯田橋労働基準監督署勤務を命ずる
同　橋元　敏子
東京労働基準局労災補償課勤務を命ずる
同　木脇　純夫
上野労働基準監督署勤務を同ずる
同　沢　茂
大森労働基準監督署勤務を命ずる
同　田頭　算岱
渋谷労働基準監督署勤務を命ずる
同　島田　宝
上野労働基準監督署勤務を命ずる
（各道）同　鶴田　公夫
同　平田　稔
板橋労働基準監督署勤務を命ずる
同　石川　豊造
向島労働基準監督署勤務を命ずる
同　石崎　武
亀戸労働基準監督署勤務を命ずる
同　南　静夫
願に依り本官を免ずる
同　広田　政之
和歌山労働基準局長に補する
同　天池　健兒
石川労働基準局長事務代理を命ずる
三ツ木種理
労働基準監督官分限審議会委員を命ずる（以上二月一日）

## ○経済安定本部

経済調査官　小河　武夫
願に依り本官を免ずる（二十五年十二月三十一日）
同　皃玉　義生
願に依り本官を免ずる（一月五日）
深津　和美
奈良地方経済調査局第一部長を命ずる
同　前田　寛
奈良地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる（以上一月十日）
同　一ノ木　栄
徳島地方経済調査局第一部長を命ずる（一月十二日）

同　佐々木健太郎
東京地方経済調査局勤務を命ずる
同　池野　清躬
栃木地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる
経済調査官　大崎　盛行
同　河田　実
同　安元　真
同　星野　次郎
同　伊藤　徹
同　横山　金熊
同　永谷　栄吉
同　三原　邦市
同　山崎　敦弘
同　北山　正之
同　樋口　一雄
同　高田　清
同　関　武夫
（各道）同　藤関　富蔵
同　服部　省吾
同　高野栄五郎
同　綿引　光一
同　館野　詩朗
同　大山　敏夫
同　紺野　直治
同　及川　久
同　猪間　嘯二
同　中西　邦彦
同　長谷川喜右ェ門
同　金沢　定治
同　大橋須美生
同　大場　岩夫
同　大柿　藤作
同　金子　恒一
同　中村　壽
同　渡辺　多吉
同　土屋藤右ェ門
同　小貫貞次郎
願に依り本官を免ずる（以上一月三十一日）

（各道）経済調査官　藤本　寂三
同　森　昌松
同　水上　覚
願に依り本官を免ずる
同　山口　磯雄
雅馬地方経済調査局第二部長を命ずる
同　佐藤　文雄
雅馬地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる（以上二月一日）

### 正誤

昭和二十七年二月六日叙任及び辞令欄水産庁の部農林事務官藤波良雄の辞令文「水産庁生産部生産課長を命ずる」は「水産庁生産部水産課長を命ずる」の誤り。

水産庁官報報告主任



# 官庁事項

## ○郵政省

◎郵便振替貯金加入者除名　次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六條第一項の規定によつて、昭和二十七年一月九日限り、加入承認を取り消された。

| 口座番号 | 加入者住所 | 氏名 |
|---|---|---|
| 東京二四四八九番 | 東京都千代田区神田神保町一の七 | 吉田嘉一郎（別名　風俗文献社） |
| 東京五五八一七番 | 東京都千代田区富士見町一の四 | 高橋重平（別名　森秀商会） |

## 法務府公告

### ○押収物還付公告

福井地方検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第一一二八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　千二百七十六円
二、風呂敷等　三
○同領第一一二九号（同）
一、米　換価金　千二百七十六円
二、風呂敷等　三
○同領第一一三一号（同）
一、米　換価金　千八百五十五円
二、風呂敷等　五
○同領第一一三二号（同）
一、米　換価金　五千四十円
二、風呂敷等　八
○同領第一一三三号（同）
一、米　換価金　千百二円
二、風呂敷等　四
○同領第一一三四号（同）
一、米　換価金　八百十二円
二、風呂敷等　四
○同領第一一三九号（同）
一、米　換価金　千十五円
二、風呂敷及袋　三
○同領第一一四〇号（同）
一、米　換価金　四百四円
二、白木綿袋　一
三、無地風呂敷

○同領第一一四一号（同）
一、米　換価金　二千四百三十五円
二、袋及風呂敷　四
○同領第一一四一号（同）
一、米　換価金　千三百三十四円
二、風呂敷等　四
○同領第一一四四号（同）
一、米　換価金　千四十四円
二、風呂敷等　三
○同領第一一四五号（同）
一、米　換価金　千七百三十九円
二、同　千四百四十五円
○同領第一一四六号（同外九名同）
一、米　換価金　二千百四十五円
二、同　千七百三十九円
○同領第一一四七号（同）
一、米　換価金　九百五十八円
二、黒縞風呂敷
○同領第一一四八号（同）
一、米　換価金　五百八十九円
二、同　千六百二十三円
○同領第一一四九号（同）
一、米　換価金　八百七十四円
二、同　千六百七十四円
○同領第一一五〇号（同）
一、米　換価金　千二百三十八円
二、同　千六百三十八円
○同領第一一五一号（被疑者不詳同）
一、黒色木綿風呂敷
二、米　換価金　五百八十九円
○同領第一一五二号（同）
一、米　換価金　八百七十七円
二、同　千六百七十七円
○同領第一一五三号（同）
一、米　換価金　千六百五十二円
二、同　六百三十八円
○同領第一一五四号（同）
一、米　換価金　千二百十八円
二、風呂敷　千二百十八円
○同領第一一五五号（同）
一、米　換価金　七百五十四円
二、風呂敷　七百五十四円
○同領第一一五六号（同）
一、米　換価金　千二百十八円
二、風呂敷　千二百十八円
○同領第一一五七号（同）
一、米　換価金　千二百十八円
二、風呂敷　千二百十八円
○同領第一一五八号（同）
一、米　換価金　千二百十八円
二、風呂敷　千二百十八円
○同領第一一五九号（被疑者不詳同）
一、米　換価金　二千百八十八円三十銭
○昭和二十六年領第一〇八九号（被疑者不詳同）
一、同押第一〇九六号（同）
二、同押第三六〇号（同）
○同押第三六一号（同）
一、同押第三六二号（同）
○同押第三六三号（同）
一、同押第三六四号（同）
○同押第三六五号（同）
一、同押第三六六号（同）
○同押第三六七号（同）
一、同押第三六八号（同）
○同押第三六九号（同）
一、同押第三七〇号（同）
○同押第三七一号（同）
一、同押第三七二号（同）
○同押第三七三号（同）
一、同押第三七四号（同）
○同押第三七五号（同）
一、同押第三七六号（同）
○同押第三七七号（同）
一、同押第三七八号（同）
○同押第三七九号（同）
一、同押第三八〇号（同）
○同押第三八一号（同）
一、同押第三八二号（同）
○同押第三八三号（同）
一、同押第三八四号（同）
○同押第三八五号（同）
一、同押第三八六号（同）
○同押第三八七号（同）
一、同押第三八八号（同）
○同押第三八九号（同）
一、同押第三八十号（同）
○同押第三八十一号（同）
一、同押第三八十二号（同）
○同押第三八十三号（同）
一、同押第三八十四号（同）
○同押第三八十五号（同）
一、同押第三八十六号（同）
○同押第三八十七号（同）
一、同押第三八十八号（同）
○同押第三八十九号（同）

○同押第三九〇号（同）
一、同押第三九一号（同）
○同押第三九二号（同）
一、同押第三九三号（同）
○同押第三九四号（同）
一、同押第三九五号（同）
○同押第三九六号（同）
一、同押第三九七号（同）
○同押第三九八号（同）
一、同押第三九九号（同）
○同押第三九十号（同）
一、同押第三九十一号（同）
○同押第三九十二号（同）
一、同押第三九十三号（同）
○同押第三九十四号（同）
一、同押第三九十五号（同）
○同押第三九十六号（同）
一、同押第三九十七号（同）
○同押第三九十八号（宮崎チヨ同）
一、同押第三九十九号（横山アキ同）
○同押第四〇〇号（池口カツノ同）
一、同押第四〇一号（城戸ミツヨ同）
○同押第四〇二号（被疑者不詳同）
一、同押第四〇三号（同）
○同押第四〇四号（同）
一、同押第四〇五号（同）
○同押第四〇六号（同）
一、同押第四〇七号（同）
○同押第四〇八号（同）
一、同押第四〇九号（同）
○同押第四一〇号（同）
一、同押第四一一号（同）
○同押第四一二号（同）
一、同押第四一三号（同）
○同押第四一四号（同）
一、同押第四一五号（同）
○同押第四一六号（同）
一、同押第四一七号（同）
○同押第四一八号（同）
一、同押第四一九号（同）
○同押第四二〇号（同）
一、同押第四二一号（同）
○同押第四二二号（同）
一、同押第四二三号（同）
○同押第四二四号（同）
一、同押第四二五号（同）
○同押第四二六号（同）
一、同押第四二七号（同）
○同押第四二八号（同）
一、同押第四二九号（同）
○同押第四三〇号（同）
一、同押第四三一号（同）
○同押第四三二号（同）
一、同押第四三三号（同）
○同押第四三四号（同）
一、同押第四三五号（同）
○同押第四三六号（同）
一、同押第四三七号（同）
○同押第四三八号（同）
一、同押第四三九号（同）
○同押第四四〇号（同）
一、同押第四四一号（同）
○同押第四四二号（同）
一、同押第四四三号（同）
○同押第四四四号（同）
一、同押第四四五号（同）
○同押第四四六号（同）
一、同押第四四七号（同）
○同押第四四八号（同）
一、同押第四四九号（同）
○同押第四五〇号（同）
一、同押第四五一号（同）
○同押第四五二号（同）
一、同押第四五三号（同）
○同押第四五四号（同）
一、同押第四五五号（同）
○同押第四五六号（同）
一、同押第四五七号（同）
○同押第四五八号（同）
一、同押第四五九号（同）
○同押第四六〇号（同）
一、同押第四六一号（同）
○同押第四六二号（同）
一、同押第四六三号（同）
○同押第四六四号（同）
一、同押第四六五号（同）
○同押第四六六号（同）
一、同押第四六七号（同）
○同押第四六八号（同）
一、同押第四六九号（同）
○同押第四七〇号（同）
一、同押第四七一号（同）
○同押第四七二号（同）
一、同押第四七三号（同）
○同押第四七四号（同）
一、同押第四七五号（同）
○同押第四七六号（同）
一、同押第四七七号（同）
○同押第四七八号（同）
一、同押第四七九号（同）
○同押第四八〇号（同）
一、同押第四八一号（同）
○同押第四八二号（同）
一、同押第四八三号（同）
○同押第四八四号（同）
一、同押第四八五号（同）
○同押第四八六号（同）
一、同押第四八七号（同）
○同押第四八八号（同）
一、同押第四八九号（同）

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第三五九号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　二百十九円
○同押第三六〇号（同）
一、米　換価金　二百十九円
○同押第三六一号（同）
一、同　百六十一円

柳河区検察庁
○昭和二十六年押第三五九号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　二百十九円
○同押第三六〇号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三六一号（同）
一、同　百六十一円

○同押第三六二号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三六三号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三六四号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三六五号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三六六号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三六七号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三六八号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三六九号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七〇号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七一号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七二号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七三号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七四号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七五号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七六号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七七号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七八号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三七九号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八〇号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八一号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八二号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八三号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八四号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八五号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八六号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八七号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八八号（同）
一、同　百六十一円
○同押第三八九号（同）
一、同　百六十一円

○昭和二十六年領第一〇八九号（被疑者不詳同）
一、同押第三六〇号（同）
○同押第三六一号（同）
一、同押第三六二号（同）
○同押第三六三号（同）
一、同押第三六四号（同）
○同押第三六五号（同）
一、同押第三六六号（同）
○同押第三六七号（同）
一、同押第三六八号（同）
○同押第三六九号（同）
一、同押第三七〇号（同）
○同押第三七一号（同）
一、同押第三七二号（同）
○同押第三七三号（同）
一、同押第三七四号（同）
○同押第三七五号（同）
一、同押第三七六号（同）
○同押第三七七号（同）
一、同押第三七八号（同）
○同押第三七九号（同）
一、同押第三八〇号（同）
○同押第三八一号（同）
一、同押第三八二号（同）
○同押第三八三号（同）
一、同押第三八四号（同）
○同押第三八五号（同）
一、同押第三八六号（同）
○同押第三八七号（同）
一、同押第三八八号（同）
○同押第三八九号（同）

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第三五九号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　二百十九円
○同押第三六〇号（同）
一、同押第三六一号（同）
百六十一円

○昭和二十六年領第一〇八九号（被疑者不詳同）
一、米　換価金　二百十九円
○同押第三六〇号（同）
一、同押第三六一号（同）
百六十一円

浦和地方検察庁越ケ谷支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
昭和二十五年押第六〇号（吉岡はつ遺失物横領事件）
一、現金　一百四十円
内訳　一百一札一個、一枚、十円札四枚
○昭和二十六年押第一九号（神長光晴赤革トランク横領事件）
二、赤革トランク　一個
外三名食糧管理法違反事件）
三、米　換価金　四万七千二百六十一円

○同押第四三号（渡辺国太郎詐欺、窃盗事件）
一、黒羅紗ジャンバー　一枚
○同押第六五号（島田増次郎強姦、窃盗事件）
一、押麦　七百瓦
○同押第六八号（浜島一郎外三名強盗傷害事件）
一、アロハシャツ　一枚

○同押第三九〇号（同）
一、同押第三九一号（同）
○同押第三九二号（同）
一、同押第三九三号（同）
○同押第三九四号（同）
一、同押第三九五号（同）
○同押第三九六号（同）
一、同押第三九七号（同）
○同押第三九八号（同）
一、同押第三九九号（同）
○同押第四〇〇号（同）
一、同押第四〇一号（同）
○同押第四〇二号（同）
一、同押第四〇三号（宮崎チヨ同）
○同押第四〇四号（横山アキ同）
一、同押第四〇五号（池口カツノ同）
○同押第四〇六号（城戸ミツヨ同）
一、同押第四〇七号（被疑者不詳同）
○同押第四〇八号（同）
一、同押第四〇九号（同）
○同押第四一〇号（同）
一、同押第四一一号（同）
○同押第四一二号（同）
一、同押第四一三号（同）
○同押第四一四号（同）
一、同押第四一五号（被疑者不詳同）
○同押第四一六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四一七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四一八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四一九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四二九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四三九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四四九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四五九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四六九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四七九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四八九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四九九号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十一号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十二号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十三号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十四号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十五号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十六号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十七号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十八号（同）
一、同白米　二個
○同押第四十九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五〇九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五一九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五二九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五三九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五四九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五五九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五六九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五七九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五八九号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九一号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九二号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九三号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九四号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九五号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九六号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九七号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九八号（同）
一、同白米　二個
○同押第五九九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六〇九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六一九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六二九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六三九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六四九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六五九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六六九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六七九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六八九号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九一号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九二号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九三号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九四号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九五号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九六号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九七号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九八号（同）
一、同白米　二個
○同押第六九九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇七号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇八号（同）
一、同白米　二個
○同押第七〇九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一七号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一八号（同）
一、同白米　二個
○同押第七一九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二七号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二八号（同）
一、同白米　二個
○同押第七二九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三七号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三八号（同）
一、同白米　二個
○同押第七三九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四七号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四八号（同）
一、同白米　二個
○同押第七四九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五七号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五八号（同）
一、同白米　二個
○同押第七五九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六七号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六八号（同）
一、同白米　二個
○同押第七六九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七七号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七八号（同）
一、同白米　二個
○同押第七七九号（同）
一、同白米　二個
○同押第七八〇号（同）
一、同白米　二個
○同押第七八一号（同）
一、同白米　二個
○同押第七八二号（同）
一、同白米　二個
○同押第七八三号（同）
一、同白米　二個
○同押第七八四号（同）
一、同白米　二個
○同押第七八五号（同）
一、同白米　二個
○同押第七八六号（同）
一、同白米　二個
○同押第七八七号（

# 昭27.2.13. 第7528号



左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十二年押第一四九号（池田鉄太郎食糧管理法違反事件）換価金五十三円七十七銭

○同（渡部美一郎）

○同押第一号（佐藤健一郎）

○同押第一号（佐藤健一郎）

○同押第一号（佐藤健一郎）

○同押第三一一号（瓜田サヨ同）換価金四円二銭

○同押第四一六号（被疑者不明同）換価金七十四円十三銭

○同押第四一七号（被疑者不明同）換価金一個

○同押第四一八号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一九号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一〇号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一一号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一二号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一三号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一四号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一五号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一六号（被疑者不明同）換価金一枚

○同押第四一七号（被疑者不明同）換価金一枚

# 昭27.2.13. 第7528号



○同押第二一〇三号（同）
○同押第三千七円六十銭（同）
○同押第二百一〇四号七円五十銭（同）
○同押第六三号（被疑者不詳鮮魚介配給規則違反事件）七百六十二円九十銭
○同押第二百五十九円五十銭（同）
○同押第六六〇号（同）
○同押第六五五号（同）
○同押第四百五十一円五十銭（同）
○同押第六六一号（同）
○同押第五百三十三円五十銭（同）
○同押第七一二号（同）
○同押第三千二十二円二十銭（同）
○同押第二七九号（被疑者不詳衣料品配給規則違反事件）
○同押第二七九号（被疑者不詳塩専売法違反事件）
○同押第一五二五号（被疑者不詳塩専売法違反事件）
○昭和二十六年押第六五二号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）二千二百四十五円七十五銭
○同押第一二九九号（谷田部利春他二名食糧緊急措置令違反事件）
○同押第一五二五号（被疑者不詳塩専売法違反事件）
○同押第一二九九号（谷田部利春他二名食糧緊急措置令

# 昭27.2.13. 第7528号



○同押第三六一号（同）
一、鞭精米 換価金 千五百八十円五十銭

○同押第三七五号（同）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第三六二号（同）
一、風呂敷 二枚

○同押第三六三号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三六四号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第三六五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三六六号（同）
一、鞭精米 換価金 四百三十六円

○同押第三六七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第三六八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三六九号（同）
一、鞭精米 換価金 九百五十三円二十五銭

○同押第三七〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三七一号（同）
一、鞭精米 換価金 七百二十四円三十銭

○同押第三七二号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第三七三号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三七四号（同）
一、鞭精米 換価金 四百八円七十五銭

○同押第三七五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三七六号（同）
一、鞭精米 換価金 五百七十二円二十五銭

○同押第三七七号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三七八号（同）
一、鞭精米 換価金 四百六十三円二十五銭

○同押第三七九号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三八〇号（同）
一、鞭精米 換価金 二百四十五円二十五銭

○同押第三八一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三八二号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第三八三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第三八四号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第三八五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三八六号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第三八七号（同）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第三八八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三八九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第三九〇号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第三九一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三九二号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第三九三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第三九四号（同）
一、南京袋 一枚

○同押第三九五号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第三九六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第三九七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第三九八号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第三九九号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四〇〇号（同）
一、鞭精米 換価金 七百二十八円

○同押第四〇一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四〇二号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四〇三号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四〇四号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第四〇五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四〇六号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四〇七号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四〇八号（同）
一、鞭精米 換価金 七百二十八円

○同押第四〇九号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四一〇号（同）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第四一一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四一二号（同）
一、鞭精米 換価金 七百二十八円

○同押第四一三号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四一四号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四一五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四一六号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第四一七号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四一八号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四一九号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四二〇号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第四二一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四二二号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第四二三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四二四号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第四二五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四二六号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四二七号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四二八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四二九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四三〇号（同）
一、鞭精米 換価金 七百二十四円三十五銭

○同押第四三一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四三二号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四三三号（同）
一、鞭精米 換価金 四百八円七十五銭

○同押第四三四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四三五号（同）
一、鞭精米 換価金 五百七十二円二十五銭

○同押第四三六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四三七号（同）
一、鞭精米 換価金 四百三十六円

○同押第四三八号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四三九号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四四〇号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四四一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四四二号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第四四三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四四四号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第四四五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四四六号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四四七号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四四八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四四九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四五〇号（同）
一、鞭精米 換価金 七百二十八円

○同押第四五一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四五二号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四五三号（同）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第四五四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四五五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四五六号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四五七号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四五八号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四五九号（同）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第四六〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四六一号（同）
一、鞭精米 換価金 千五百八十円五十銭

○同押第四六二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四六三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四六四号（同）
一、鞭精米 換価金 二百四十五円二十五銭

○同押第四六五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四六六号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四六七号（同）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第四六八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四六九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四七〇号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四七一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四七二号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四七三号（同）
一、鞭精米 換価金 千九十円

○同押第四七四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四七五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四七六号（同）
一、鞭精米 換価金 八百七十二円

○同押第四七七号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四七八号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四七九号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四八〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四八一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四八二号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第四八三号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四八四号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四八五号（同）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第四八六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四八七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四八八号（同）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第四八九号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四九〇号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四九一号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第四九二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四九三号（秋田一三食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第四九四号（宋広国雄同）
一、風呂敷 一枚

○同押第四九五号（坂本四十吉同）
一、布袋 一枚

○同押第四九六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第四九七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、麻縄 一本

○同押第四九八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第四九九号（同）
一、水枕 一個

○同押第五〇〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇一号（同）
一、手提籠 一枚

○同押第五〇二号（同）
一、手提袋 一枚

○同押第五〇三号（同）
一、手提籠 一枚

○同押第五〇四号（同）
一、布袋 各一枚

○同押第五〇五号（同）
一、風呂敷 各一枚

○同押第五〇六号（同）
一、布袋 各一枚

○同押第五〇七号（同）
一、風呂敷 各一枚

○同押第五〇八号（同）
一、布袋 各一枚

○同押第五〇九号（同）
一、風呂敷 各一枚

○同押第五〇一〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇一一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇一二号（同）
一、大幕、布袋 各一枚

○同押第五〇一三号（同）
一、風呂敷、布袋 各一枚

○同押第五〇一四号（同）
一、手提袋、布袋 各一枚

○同押第五〇一五号（同）
一、風呂敷、手提袋 各一枚

○同押第五〇一六号（同）
一、風呂敷、布袋 各一枚

○同押第五〇一七号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第五〇一八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇一九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇二〇号（同）
一、鞭精米 換価金 九百五十三円二十五銭

○同押第五〇二一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇二二号（同）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇二三号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇二四号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第五〇二五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇二六号（同）
一、鞭精米 換価金 四百三十六円

○同押第五〇二七号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇二八号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇二九号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇三〇号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第五〇三一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇三二号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇三三号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇三四号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第五〇三五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇三六号（同）
一、南京袋 一枚

○同押第五〇三七号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第五〇三八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇三九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇四〇号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第五〇四一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇四二号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第五〇四三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇四四号（同）
一、鞭精米 換価金 八百二十八円

○同押第五〇四五号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇四六号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇四七号（同）
一、鞭精米 換価金 三百八十一円五十五銭

○同押第五〇四八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇四九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇五〇号（同）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇五一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五〇五二号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇五三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇五四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇五五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇五六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇五七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇五八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇五九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇六〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 一枚

○同押第五〇六一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇六二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇六三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇六四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇六五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 一枚

○同押第五〇六六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇六七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 一枚

○同押第五〇六八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇六九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇七〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 一枚

○同押第五〇七一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇七二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇七三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 一枚

○同押第五〇七四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇七五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇七六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 一枚

○同押第五〇七七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇七八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇七九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 一枚

○同押第五〇八〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇八一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇八二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 一枚

○同押第五〇八三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇八四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇八五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇八六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇八七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇八八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇八九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇九〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇九一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇九二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇九三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇九四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇九五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇九六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇九七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇九八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇九九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一〇〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一〇一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一〇二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一〇三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一〇四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一〇五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一〇六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一〇七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一〇八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一〇九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一一〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一一一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一一二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一一三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一一四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一一五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一一六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一一七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一一八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一一九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一二〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一二一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一二二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一二三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一二四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一二五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一二六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一二七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一二八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一二九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一三〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一三一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一三二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一三三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一三四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一三五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一三六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一三七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一三八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一三九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一四〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一四一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一四二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一四三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一四四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一四五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一四六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一四七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一四八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一四九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一五〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一五一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一五二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一五三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一五四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一五五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一五六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一五七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一五八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一五九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一六〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一六一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一六二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一六三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一六四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一六五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一六六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一六七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一六八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一六九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一七〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一七一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一七二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一七三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一七四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一七五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一七六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一七七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一七八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一七九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一八〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一八一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一八二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一八三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一八四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一八五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一八六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一八七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一八八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一八九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一九〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一九一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一九二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一九三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一九四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一九五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇一九六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇一九七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇一九八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇一九九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇二〇〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇二〇一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇二〇二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇二〇三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇二〇四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五〇二〇五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋 二枚

○同押第五〇二〇六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷 一枚

○同押第五〇二〇七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五〇二〇八号（藤谷行雄窃盗同）
一、ムシロ 一枚
一、印鑑 一個
一、煙草新生空箱 一箱
一、煙草光空箱 一箱
一、煙草バット空箱 一箱
一、マッチの軸 二十三本
一、名刺 一枚
一、莚 一枚
一、タオル 一枚
一、ジャモ 一枚
一、綿米袋 一枚
一、脊椎保護帯 一枚
一、衣料切符 五枚
一、始末書 二枚
一、履歴書 一枚
一、メモ 三枚
一、封筒 一枚
一、白紙 一枚
一、ハガキ 一枚
一、領収書 一枚
一、セロハン 一枚
一、黒羅紗上衣 一着
一、国防色上衣 一着
一、鉄製釘抜 一本
一、雌雄記帳 一冊
一、封筒 一枚
一、煙草用紙袋 一袋
一、煙草光空箱 一箱
一、小麦粉製品自由選択購入切符 一枚
一、朝日新聞 一部
一、毎日新聞 一部
一、教育宣伝版職階制の解説 一冊
一、税のしるべ 一冊
一、絵葉書 一枚
一、木綿米袋 一枚
一、脊椎支持帯 一枚
一、風呂敷 一枚
一、絵葉書 一枚
一、木綿袋 一枚
一、風呂敷 一枚
一、鞭精米 換価金 七百九十五円二十五銭

○同押第五一号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五二号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米袋 五二八円

○同押第五四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米袋 一枚

○同押第五五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五六号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五八号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五一〇号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五一一号（同）
一、リュックサック 一枚

○同押第五一二号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五一三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五一四号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五一五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五一六号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五一七号（同）
一、リュックサック 一枚

○同押第五一八号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五一九号（同）
一、リュックサック 一枚

○同押第五二〇号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五二一号（同）
一、リュックサック 一枚

○同押第五二二号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五二三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五二四号（同）
一、米袋 一枚

○同押第五二五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五二六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米袋 五二八円

○同押第五二七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、ベンチ 一丁
一、ドライバー 一丁

○同押第五二八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米袋 五二八円

○同押第五二九号（秋田一三食糧管理法違反事件）
一、鞭精米 換価金 七百六十三円

○同押第五三〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五三一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五三二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五三三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五三四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五三五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五三六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五三七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五三八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五三九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五四〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五四一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五四二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五四三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五四四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五四五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五四六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五四七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五四八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五四九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五五〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五五一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五五二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五五三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五五四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五五五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五五六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五五七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五五八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五五九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五六〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五六一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五六二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五六三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五六四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五六五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五六六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五六七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五六八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五六九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五七〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五七一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五七二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五七三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五七四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五七五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五七六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五七七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五七八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五七九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五八〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五八一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五八二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五八三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五八四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五八五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五八六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五八七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五八八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五八九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五九〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五九一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五九二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五九三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五九四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五九五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五九六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五九七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第五九八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第五九九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六〇〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六〇一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六〇二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六〇三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六〇四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六〇五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六〇六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六〇七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六〇八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六〇九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六一〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六一一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六一二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六一三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六一四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六一五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六一六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六一七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六一八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六一九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六二〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六二一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六二二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六二三号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六二四号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六二五号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六二六号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六二七号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六二八号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六二九号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六三〇号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六三一号（同）
一、風呂敷 一枚

○同押第六三二号（同）
一、布袋 一枚

○同押第六三三号（同）
一

○同押第二六四号（同）換価金一千二百五円
○同押第二六三号（同）換価金二枚
○同押第二六五号（同）換価金一枚
○同押第二六六号（同）換価金一枚
○同押第二六七号（同）換価金一枚
○同押第二六八号（同）換価金一枚
○同押第二六九号（同）換価金一枚
○同押第二七〇号（同）換価金一枚
○同押第二七一号（同）換価金一枚
○同押第二七二号（同）換価金一枚
○同押第二七三号（同）換価金一枚
○同押第二七四号（同）換価金一枚
○同押第二七五号（同）換価金一枚
○同押第二七六号（同）換価金一枚
○同押第二七七号（同）換価金一枚
○同押第二七八号（同）換価金一枚
○同押第二七九号（同）換価金一枚
○同押第二七〇号（同）換価金一枚
○同押第二七一号（同）換価金一枚
○同押第二七二号（同）換価金一枚
○同押第二七三号（同）換価金一枚
○同押第二七四号（同）換価金一枚
○同押第二七五号（同）換価金一枚
○同押第二七六号（同）換価金一枚
○同押第二七七号（同）換価金一枚
○同押第二七八号（同）換価金一枚
○同押第二七九号（同）換価金一枚
○同押第二八〇号（同）換価金一枚
○同押第二八一号（同）換価金一枚
○同押第二八二号（同）換価金一枚
○同押第二八三号（同）換価金一枚
○同押第二八四号（同）換価金一枚
○同押第二八五号（同）換価金一枚
○同押第二八六号（同）換価金一枚
○同押第二八七号（同）換価金一枚
○同押第二八八号（同）換価金一枚
○同押第二八九号（同）換価金一枚
○同押第二九〇号（同）換価金一枚
○同押第二九一号（同）換価金一枚
○同押第二九二号（同）換価金一枚
○同押第二九三号（同）換価金一枚
○同押第二九四号（同）換価金一枚
○同押第二九五号（同）換価金一枚
○同押第二九六号（同）換価金一枚
○同押第二九七号（同）換価金一枚
○同押第二九八号（同）換価金一枚
○同押第二九九号（同）換価金一枚
○同押第三〇〇号（同）換価金一枚
○同押第三〇一号（同）換価金一枚
○同押第三〇二号（同）換価金一枚
○同押第三〇三号（同）換価金一枚
○同押第三〇四号（同）換価金一枚
○同押第三〇五号（同）換価金一枚
○同押第三〇六号（同）換価金一枚
○同押第三〇七号（同）換価金一枚
○同押第三〇八号（同）換価金一枚
○同押第三〇九

○同押第一四四号（平田定雄窃盗被告事件）
一、自転車　一台
○同押第八四八号（清水末吉同）
一、リヤカー　一台
○同押第八四七号（新井三郎こと朴介東同）
一、自転車　一台
○昭和二十四年押第二六〇号（中村シゲノ食糧管理法違反事件）
一、換価金　五九四円四一銭
○同押第五一〇号（水町八重子同）
○同押第一〇〇九号（五七銭）
○同押第一六九四号（栗林好造同）
○同押第五四八号（池田蔵一同）
○同押第一三三四二銭
○同押第五九四号（川崎秀雄物価統制令違反事件）
○同押第二六四号（平山成銀同）
○同押第二八二〇円
○同押第一七七号（内田よし子同）
○同押第一一二〇円三〇銭
○昭和二十三年押第四八二四号（森山六郎同）
一、同押第五一一五円一七銭
○同押第五六〇四号（江角ともゑ同）
○同押第四一九二五円（石橋谷三同）
○同押第五一一〇九三円五九銭（江浜りゑ臨時物資需給調整法違反事件）
○同押第二〇二四円七七銭（下川しづ食糧管理法違反事件）
○同押第五六九三号（下川しづ食糧管理法違反事件）
一、同押第五一二九八円三五銭
○同押第五九〇円六〇銭（水町みすゑ同）
○同押第二四七〇円一四銭（李康烈同）
○同押第四八四四号（詫間カメ同）
○同押第四五〇円一七銭（同）
○同押第四八四七号（同）
○昭和二十四年押第四一九号（西田すえ子物価統制令違反事件）
一、同一〇八円
○同押第一一一号（林しな同）
一、同　八六四円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第二二号（安明福軽犯罪法違反事件）
一、犢中電燈　一箇
二、同　二箇

向日町区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第一一号（鈴木一正食糧管理法違反事件）
一、麦　換価金　四十円五十八銭
○同領（乙）第二三号（中村靖子外一名窃盗事件）
一、端書　一枚
○同領第二四号（氏名不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、硫安　換価金　八千七百四十九円四十四銭

越ケ谷検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第一六二号（石谷正五郎食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　三百二十一円六十六銭
○同押第四九八号（蛭間秀一同）
○同押第一百九円三十銭
○昭和二十五年押第一二九四号（氏名不詳同）
一、同　二二五円
二、風呂敷　一枚
三、布袋
○昭和二十六年押第四一九八号（福田隆窃盗事件）
一、叺　二枚
二、南京袋
○同押第五〇一七号（鈴木一正食糧管理法違反事件）
一、麦　換価金　四十円五十八銭
○同領（乙）第二三号（中村靖子外一名窃盗事件）
一、端書　一枚
○同領第二四号（氏名不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、硫安　換価金　八千七百四十九円四十四銭

取手区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第一七二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一万一千百三十六円
○同領第二六三号（曹達同）
○同領第八七七号（堀本久直同）
○同領第六七七号（平木圭助同）
○同領第五一五号（平木圭助同）
○同領第七〇三円
○同領第二六三号（曹達同）
○同領第八七七号（堀本久直同）
○同領第六七七号（平木圭助同）
○同日本専売公社赤穂支局保管春子たばこ専売法違反事件）
一、たばこ　九〇五三本

益田区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第三一二号（富岡一邸風俗営業取締法違反事件）
一、当選番号表　一枚
二、ボール箱入三角くじ　四千三百三十五枚
三、立会封金　四百五十円

若松区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十三年押第二三号（石山光子窃盗事件）
一、女児用一ツ身袷　一枚
二、ホームスパン女児用オーバー　一枚
○同押第一二〇号（金井栄吉外一名同）
○同押第一七〇号（高野多美雄同）
○同押第二四一号（大竹丑次郎遺失物横領事件）
一、銘仙モンペ　一枚
○同押第二五四号（渡辺幸七窃盗事件）
一、茶色皮製折財布　一個
一、鎮付布製折財布　一個
○同押第四六三号（佐藤利光窃盗、詐欺事件）
一、現金　二千六百五十八円
二、白木綿製袋財布　一個
三、蛇皮製鎖付慕日　一個
一、木綿鎖付紫地手提袋　一個
○同押第四六四号（稲見健一窃盗事件）
一、中古自転車　一台
○同押第五三一号（渡部甲子三銃砲等所持禁止令違反事件）
一、自動車運転免許証　一冊
○同押第二一六号（小林正治詐欺事件）
一、小型ドラム鑵　一個
一、一斗石油鑵　二個

○同押第一七六四号（同）
一、換価金　二千七百十一円
○同押第一七六五号（同）
一、換価金　二万八百八十円
二、風呂敷　十八枚
三、布袋　二十一枚
四、リックサック　一枚
○同押第一七六六号（同）
一、換価金　二千八百十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚

屋代区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第一五一号（清水すい食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　一千五百四十九円
○同保第一五二号（丸山こう同）
一、同　一千六百十八円
○同保第一五〇号（中沢きよ同）
一、同　六百十八円

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）第六九号
長野県小県郡西内村大字西内千二百四十八番地　申立人　西沢勉
最後の住所　長野県小県郡長瀬村十五番屋敷　右同所
死亡の場所　右同所
死亡の年月日　明治十二年二月十九日

裁判所公告（番号は新料金）

○工場財団

倉敷市酒津千六百二十一番地倉敷レイヨン株式会社から福井県坂井郡長畝村長畝五十六番地所在の倉敷レイヨン株式会社丸岡工場に属する建物及び機械器具等に対して工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する勤産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年二月十三日
福井地方法務局丸岡出張所

○公示催告

●昭和二十六年（ハ）第一号
京都府中郡大宮町字周枳　申立人　田中雄吉
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月八日
大阪簡易裁判所

○同領第七〇八号（上永きくの同）
一、同　二三五円
○同領第六〇三号（石原勝同）
一、同領第六七七号（堀本久直同）
二、同領第八二七号（平木圭助同）
三、布袋　二枚
○同領第五一五号（平木圭助同）
一、同領第七〇三円
○同領第二六三号（曹達同）
○同領第八九九号（蛭間秀一同）
○同日本専売公社赤穂支局保管春子たばこ専売法違反事件）
一、たばこ　九〇五三本

○昭和二十五年押第三七五号（野口利一、現金　一千三十円

福井地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第一〇八一号（結田一、ナショナル発電ランプ
○同領第一〇二五号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　六百七十一円五十銭
○同領第八百一十五号（同）
二、赤水玉模様風呂敷　二
○同領第一一九号（同）
一、米　換価金　一千五百六十五円
二、袋並に風呂敷　一
○同領第一一四九号（同）
一、米　換価金　一千二百四十七円
二、茶色風呂敷
○同領第一一四八号（同）
一、米　換価金　一千百九十九円
二、黒色風呂敷　三
○同領第一一四六号（同）
一、米　換価金　八百九十六円
○同領第一一四五号（同）
一、同　八百十四円
○同領第一一四三号（同）
一、同　七百十八円
○同領第一一四二号（同）
一、同　八百一十五円
○同領第一一四一号（同）
一、同　七百一十四円
○同領第一一四〇号（同）
一、同　八百一十五円
○同領第一一三九号（同）
一、米　換価金　一千五百六十五円
二、黒色風呂敷等
○同領第一一三八号（同）
一、米　換価金　一千四十四円
○同領第一一三七号（同）
一、米　換価金　一千二百十七円
○同領第一一三六号（同）
一、米　換価金　一千一百七十六円
○同領第一一三五号（同）
一、米　換価金　一千五百六十五円
二、風呂敷等
○同領第一一三四号（同）
一、米　換価金　一千四十四円
○同領第一一三三号（同）
一、米　換価金　一千二百十七円
○同領第一一三二号（同）
一、米　換価金　一千二百七十六円
○同領第一一三一号（同）
一、米　換価金　一千五百六十五円
二、風呂敷等
○同領第一一三〇号（同）
一、米　換価金　一千四百九十九円
二、風呂敷等
○同領第一一二九号（同）
一、米　換価金　一千四百三十九円
二、風呂敷等
○同領第一一二八号（同）
一、米　換価金　一千二百十九円
二、風呂敷等
○同領第一一二七号（同）
一、米　換価金　一千二百七十六円
二、風呂敷等
○同領第一一二六号（同）
一、米　換価金　八百十一円
二、風呂敷等
○同領第一一二五号（同）
一、米　換価金　一千五百六十五円
二、風呂敷等
○同領第一一二四号（同）
一、米　換価金　一千百六十円
二、風呂敷等
○同領第一一二三号（同）
一、米　換価金　一千二百十八円
二、風呂敷等
○同領第一一二二号（同）
一、米　換価金　一千五百六十五円
二、風呂敷等
○同領第一一二一号（同）
一、米　換価金　一千四十四円
二、風呂敷等
○同領第一一二〇号（同）
一、米　換価金　二千二十九円
二、風呂敷　四
○同領第一一一九号（同）
一、米　換価金　二百七十二円
二、風呂敷等　三
○同領第一一一八号（同）
一、米　換価金　五百八十円
二、風呂敷等　三
○同領第一一一七号（同）
一、米　換価金　一千五百六十五円
二、風呂敷等　三
○同領第一一一六号（同）
一、米　換価金　一千二百十八円
二、風呂敷等　一
○同領第一一一五号（同）
一、米　換価金　二百十六円
○同領第一一一四号（同）
一、米　換価金　一千四百三十九円
二、黒木綿袋
三、エビ茶色人絹風呂敷
○同領第一一一三号（同）
一、米　換価金　二百十六円
二、布製袋
○同領第一一一二号（同）
一、米　換価金　一千二百十九円
二、布製袋
○同領第一一一一号（同）
一、米　換価金　一千二百一十七円
二、布製小袋　一
○同領第一一一〇号（同）
一、米　換価金　一千二百一十七円
二、布製小袋　一
○同領第一一一〇九号（同）
一、米　換価金　二千六百十四円
二、布製小袋
三、風呂敷

○同押第一一一号（同）
一、米　換価金　二百十六円
二、黒木綿袋
三、エビ茶色人絹風呂敷
○同領第一一一〇号（同）
一、米　換価金　一千四百三十九円
二、布製袋
三、風呂敷
○同領第一一一号（同）
一、米　換価金　一千二円
二、茶色風呂敷
○同領第一一〇二四号（同）
一、米　換価金　一千二十七円
二、布製小袋　一
○同領第一一〇九号（同）
一、米　換価金　一千二百十七円
二、風呂敷
○同領第一一〇八号（同）
一、米　換価金　一千二百十六円
二、風呂敷等　四
○同領第一一〇七号（同）
一、米　換価金　一千六百二十三円
二、風呂敷等　四
○同領第一一〇六号（同）
一、米　換価金　八百十一円
二、風呂敷等　三
○同領第一一〇五号（同）
一、米　換価金　五百二十七円
二、黒色に白模様ある風呂敷
○同領第一一〇六号（同）
一、米　換価金　六百六十七円
二、ズック製小ボストンバック
三、赤色風呂敷
○同領第一一〇七号（同）
一、米　換価金　二千六百十四円
二、布製小袋　七
三、風呂敷　二
四、風呂敷
○同領第一一〇九号（同）
一、米　換価金　二千六百十四円
二、布製小袋
三、風呂敷

○同押第一一七六四号（同）
一、換価金　二千七百十一円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
○同押第一一七六五号（同）
一、換価金　二万八百八十円
二、風呂敷　十八枚
三、布袋　十八枚
四、リックサック　一枚
○同押第一一七六六号（同）
一、換価金　二千八百十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第一五一号（清水すい食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　一千五百四十九円
○同保第一五二号（丸山こう同）
一、同　一千六百十八円
○同保第一五〇号（中沢きよ同）
一、同　六百十八円

○工場財団

倉敷市酒津千六百二十一番地倉敷レイヨン株式会社から福井県坂井郡長畝村長畝五十六番地所在の倉敷レイヨン株式会社丸岡工場に属する建物及び機械器具等に対して工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する勤産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年二月十三日
福井地方法務局丸岡出張所

職業　大工
被相続人　春原和愈治
文政十年正月二十日生
右申立人の申立により右被相続人の財産管理人に長野県小県郡長瀬村三千百十八番地佐藤芳助を選任した。
昭和二十七年二月八日
長野家庭裁判所上田支部

●昭和二十六年（家）第三一六号
本籍並びに最後の住所　大分県北海部郡神崎村大字木佐上四千百八十一番地
死亡の場所　本籍に同じ
死亡の年月日　昭和二十六年二月十九日
職業　農業
被相続人　亡　毛利セツ
明治六年五月十二日生
利害関係人　大分県北海部郡坂ノ市町大字細五百六十二番地原キクエの申立により右被相続人の財産管理人として福岡県小倉市浅野町二丁目二十七番地毛利近蔵を選任する。
昭和二十七年二月一日
大分家庭裁判所

●昭和二十六年（家）第五五〇号
北海道虻田郡豊浦町字旭町三十番地　申立人　笹森方
本籍　旭川市七條通二十丁目先
最後の住所　北海道虻田郡豊浦町字旭町三十番地
被相続人　一ノ瀬ツヤ
明治九年五月十五日生
右申立人の申立により当裁判所は右被相続人一ノ瀬ツヤの相続財産管理人として本籍北海道虻田郡豊浦町字旭町三一番地住所北海道夕張市社光十一番地森喜美代を選任した。
昭和二十七年一月七日
札幌家庭裁判所室蘭支部

○公示催告

●昭和二十七年（ハ）第一号
京都府中郡大宮町字周枳　申立人　田中雄吉
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月八日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
旭化成工業株式会社株式一百株
一枚の株券額面　金五千円也
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　ゆ丁第一五七号
発行日　昭和二十三年十二月二十日
最終名義人　井上祇子
最終所持人　田中雄吉

●昭和二十七年（ハ）第二号
大阪市住吉区粉浜中之町一丁目二八　申立人　栗屋益子
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月八日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
千土地興行株式会社株式五十株券一枚
一株拂込金　五十円也（全額拂込済）
記号番号　六新丁一二二六
発行日　昭和二十五年二月一日
最終名義人　栗屋益子

●昭和二十七年（ハ）第三号
佐賀県伊万里町本町　申立人　池永栄助
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月八日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
鐘淵化学工業株式会社株式二十株券一枚
但し　拂込金額　一株に付金五十円拂込済
記号番号　い第二〇三三八号
最終株主　鐘淵紡績株式会社
最終所持人　池永栄助

●昭和二十七年（ハ）第四号
岡山市岩田町百十一番地　申立人　弁治
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから



○同押第一七六六号（同）
一、換価金　二千七百十一円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
○同押第一七六七号（同）
一、換価金　二千八百十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
四、リックサック　一枚
○同押第一七六八号（同）
一、換価金　二千八百十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
○同押第一七六九号（同）
一、換価金　二千八百十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第一五一号（清水すい食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　一千五百四十九円
○同保第一五二号（丸山こう同）
一、同　一千六百十八円
○同保第一五〇号（中沢きよ同）
一、同　六百十八円

○工場財団

倉敷市酒津千六百二十一番地倉敷レイヨン株式会社から福井県坂井郡長畝村長畝五十六番地所在の倉敷レイヨン株式会社丸岡工場に属する建物及び機械器具等に対して工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する勤産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年二月十三日
福井地方法務局丸岡出張所

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）第六九号
長野県小県郡西内村大字西内千二百四十八番地　申立人　西沢勉
最後の住所　長野県小県郡長瀬村十五番屋敷　右同所
死亡の場所　右同所
死亡の年月日　明治十二年二月十九日

裁判所公告（番号は新料金）

○工場財団

倉敷市酒津千六百二十一番地倉敷レイヨン株式会社から福井県坂井郡長畝村長畝五十六番地所在の倉敷レイヨン株式会社丸岡工場に属する建物及び機械器具等に対して工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する勤産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年二月十三日
福井地方法務局丸岡出張所

○喝未遂事件）
一、診断書　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第一四号（上野和夫食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百九十一円三十六銭
○同保第九号（高田友一同）
○同保第二百九十五円三十五銭
○同保第一〇号（三浦フイ同）
○同保第一一号（磯野実同）
○同保第二百十三円六十五銭
○同保第二百四十七円五十四銭
○昭和二十四年保第五号（山田ミツエ同）
○同　二百四十七円七十銭
○同保第三四号（都築柳実同）
一、同　三十八円三銭

津山区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第六八六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金　八、三二五円
○同領第八一七号（直原義平物盗事件）
一、現金　一五円（内訳十円札一枚五円札一枚）

釧路地方検察庁帯広支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和十九年領第六六号（三浦義光詐欺事件）
一、質札　一枚
○昭和二十三年領第六五号（番場幸之助同）
一、契約書　一枚
○同領第一五二号（中村一郎外三名同）
一、白袖長半閉襟シャツ　一枚
○昭和二十四年領第一一三号（昆好衛傷害事件）
一、診断書　一枚
○昭和二十六年領第一二四号（相原健二殺人未遂事件）
一、メリヤスシャツ　一枚
二、メリヤスズボン　一枚
○同領第三〇九号（白土勇外一名詐欺事件）
一、領収書　一枚
二、領収書　一枚
三、同領第三四〇号（堂山光利外一名恐喝未遂事件）
一、領収書　一枚

○同押第一七六七号（同）
一、換価金　二千八百十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
○同押第一七六八号（同）
一、換価金　二千八百十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
四、リックサック　一枚
○同押第一七六九号（同）
一、換価金　二千八百十三円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第一五一号（清水すい食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　一千五百四十九円
○同保第一五二号（丸山こう同）
一、同　一千六百十八円
○同保第一五〇号（中沢きよ同）
一、同　六百十八円

○工場財団

倉敷市酒津千六百二十一番地倉敷レイヨン株式会社から福井県坂井郡長畝村長畝五十六番地所在の倉敷レイヨン株式会社丸岡工場に属する建物及び機械器具等に対して工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する勤産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年二月十三日
福井地方法務局丸岡出張所

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）第六九号
長野県小県郡西内村大字西内千二百四十八番地　申立人　西沢勉
最後の住所　長野県小県郡長瀬村十五番屋敷　右同所
死亡の場所　右同所
死亡の年月日　明治十二年二月十九日

裁判所公告（番号は新料金）

○工場財団

倉敷市酒津千六百二十一番地倉敷レイヨン株式会社から福井県坂井郡長畝村長畝五十六番地所在の倉敷レイヨン株式会社丸岡工場に属する建物及び機械器具等に対して工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する勤産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年二月十三日
福井地方法務局丸岡出張所

○喝未遂事件）
一、診断書　一枚

昭27.2.13.　第7528号



その証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月八日　大阪簡易裁判所

（別紙）　失権すべき証書の表示

大阪市西区京町堀一丁目所在の株式会社中山製鋼所株式五十株券四枚

内訳

ほ乙三四四四一号五十円拂込済、ほ乙三四四二号五十円拂込済、ほ乙三四四三号同右、ほ乙三四四四号同右

最終所持人　山本弁治

**㊀昭和二十七年（ヘ）第五号**

門司市大里原町別院通り五　山田　憲司
申立人

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月八日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

一、種類　大阪曹達株式会社株式
数量　一百株券九枚
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　(イ)自曹い第〇四七二四号至曹い第〇四七二六号、曹い第〇一一八六号(ロ)自曹い第八八九四号至曹い第八八九六号(ハ)阪い第一四五五号
発行日　(イ)昭和二十五年十一月十五日(ロ)昭和二十六年十一月十二日(ハ)昭和二十四年十一月十五日
発行者　大阪曹達株式会社
最終株主　山田憲司

**㊁昭和二十七年（ヘ）第六号**

広島県芦品郡府中町大字府中百五十七番地　藤原　佑造
申立人

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月八日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

大阪曹達株式会社株式
数量　一百株券十枚
株券額面　金五千円也
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　(イ)曹い第〇三六五五号、(ロ)曹い第〇八五一九号、(ハ)阪い第三六五五号、阪い第三一九七号、阪い第二一六二号、阪い第二〇一五号、阪い第二〇一二号、(ホ)阪い第二〇一六号、阪い第九三七号
発行日　(イ)昭和二十五年十一月十五日、(ロ)昭和二十四年十一月十五日、(ハ)昭和二十五年十一月二十九日
発行者　大阪曹達株式会社
最終株主　藤原律三
最終所持人　藤原造

**㊂昭和二十七年（ヘ）第七号**

和歌山県日高郡南部町一四番地　敏
申立人　三前

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月八日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

日興証券第一回投資信託受益証券一口
券二枚、第二回〃十口券一枚、〃〃二口券二枚、〃〃一口券一枚
記号番号　(イ)AA九五七四、九五五七
(ロ)BC八二二(ハ)BB二七三七、二七三八(ニ)BA三九〇五
額面金額　(イ)五千円(ロ)五万円(ハ)一万円(ニ)五千円
総額　(イ)一万円(ロ)五万円(ハ)二万円(ニ)五千円
発行年月日　(イ)昭和二十六年七月五日(ロ)(ハ)(ニ)昭和二十六年八月三日
最終所持人　三前敏
証券発行者　日興証券株式会社

**㊃昭和二十七年（ヘ）第八号**

大阪市南区心斎橋筋二丁目松前屋　松前　二郎
申立人

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月八日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

日興証券第四回投資信託受益証券十口券二枚
記号番号　DC一七四一、一七四二
額面金額　金五万円也
総額　金十万円也
発行年月日　昭和二十六年十一月五日
最終所持人　松前二郎
証券発行者　日興証券株式会社

**●昭和二十七年（ヘ）第九号**

豊中市大字麻田一二四三番地の一　田中　直方
申立人

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月八日　大阪簡易裁判所

（別紙）　株券目録

㈠日新化学工業株式会社新株式百株券二枚
株券額面　金五千円也
拂込金額　一株に付金五十円也
記号番号　第六新〇第五一〇六九号及び第五一〇七〇号
発行者　日新化学工業株式会社社長土井正治
発行日　昭和二十四年八月一日
㈡日本建設産業株式会社新株式百株券三枚
株券金額　金五千円也
拂込金額　一株に付金五十円也
記号番号　新乙自第八六四一号至第八六四三号
発行者　日本建設産業株式会社社長田路舜哉

**㊄昭和二十七年（ヘ）第一〇号**

大阪市東区淡路町二丁目二十二番地　糸岡株式会社
申立人

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十一日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

一種類　倉荷証券
数量　一枚
証券番号　中卯九三一号
寄託者　大阪卸衣料株式会社
種類、品質、箇数　チーズ巻綿糸四箇
記号　彩球S20/S
荷造　莚包梱締
単量　一百封度
保管場所　北区中之島三丁目倉庫
入庫日　昭和二十六年十二月十七日
保管期限　昭和二十七年三月三十一日
保管料　一期一箇に付金四十八円七十銭の割合
発行者　大阪市北区中之島三丁目五番地三井倉庫株式会社大阪支店
作成年月日　昭和二十六年十二月十八日
最終所持人　糸岡株式会社
一種類　倉荷証券
寄託者　山留綿業株式会社
種類、品質、箇数　チーズ巻綿糸四箇
寄託番号　卯第三一三四号
倉庫又は野積地番号　D第四号
記号　新星20/C
荷造　莚包梱掛
数量　一箇、平均約一〇玉総量約四〇玉
入庫月日　昭和二十六年十二月十日
保管期限　昭和二十七年三月三十一日
保管場所　大阪市北区樋上町一番地
保管料　一期一箇に付金五十一円二十銭
発行者　株式会社杉村倉庫
作成年月日　昭和二十六年十二月十一日
作成地　大阪市
最終所持人　糸岡株式会社

**㊅昭和二十七年（ヘ）第一一号**

大阪府泉北郡高石町羽衣三十三番地　桝野　龍雄
申立人

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十一日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

大阪燕業セメント株式会社株式一百株
但百株券一枚
記号番号　ろ戊一七五九八号
株券額面　金五千円也
一株金額　金五十円也(全額拂込済)
最終株主名義人　永田喜代子
東洋棉花株式会社株式一百株
但百株券一枚
記号番号　二新戊一〇二二二号
株券額面　金五千円也
一株金額　金五十円也(全額拂込済)
最終株主名義人　松野美代子
帝国人造絹糸株式会社株式一百株
但百株券一枚
記号番号　ⅡA三三三六〇号
株券額面　金五千円也
一株金額　金五十円也(全額拂込済)
最終株主名義人　松野美代子
吉本興業株式会社株式一百株
但百株券一枚
記号番号　B四九九六号
株券額面　金五千円也
一株金額　金五十円也(全額拂込済)
最終株主名義人　桝野龍雄
神島化学工業株式会社株式一百株
但百株券一枚
記号番号　乙〇九九九号
額面金額　金五千円也
一株金額　金五十円也(全額拂込済)
最終株主名義人　桝野純子



住友電気工業株式会社株式二十株
但十株券二枚
記号番号　(イ)と丁二六八二号(ロ)と丁三二六八四号
額面金額　(イ)金五百円也(ロ)金五百円也
一株金額　(イ)(ロ)共金五十円也（全額拂込済）
最終株主名義人　(イ)(ロ)共永田優司

**㊆昭和二十七年（ヘ）第一二号**

京都市中京区西の京北円町十一の一　安田　靖一
申立人

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十一日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

大阪商船株式会社株式一株券十枚、十株券四枚
記号番号　（額面金五十円のもの）甲第六四一〇号、甲第六四一一号、甲第六四一二号、甲第五五四〇号、甲第五五四一号、甲第五五四二号、甲第八一六五号、甲第八一六六号、甲第四五〇五号、甲第五一二九号（額面金五百円のもの）A第二二一七〇八号、2A第二一一八六号、2A第二一一八六号、2A第二一一八六号、2
発行会社　大阪商船株式会社
最終株主　安田靖一
大阪薬業セメント株式会社株式十株券五枚、五十株券一枚、百株券三枚
記号番号　（額面金五百円もの）は丙第六六九七号、は丙第二五五九号、は丙第一八六七号、は丙第一三三九二号、（額面金五千円のもの）に丁第〇二八二号、（額面金五千円のもの）ほ戊第一二四一一号、ゐ戊第一六五六三二号、ゐ戊第一六五六四号
発行会社　大阪薬業セメント株式会社
最終株主　安田靖一
旭化成工業株式会社株式百株券一枚
額面　金五千円
発行会社　旭化成工業株式会社
最終株主　安本靖一

**㊇昭和二十七年（ヘ）第一三号**

麗岡市天神町九十二番地　日本紙管株式会社
申立人

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十一日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

㈠記号番号　三八一二四九
額面金額　金四十八万九千七百二十円也
振出人　旭化成工業株式会社（大阪市北区宗是町一番地）
本店　兵庫県西宮市松園町百十番地
代表取締役片岡武修
振出日　昭和二十六年十二月二十日
支拂期日　昭和二十七年二月二十六日
支拂場所　株式会社神戸銀行大阪支店
受取人　（最終所持人）
本店　福岡市天神町九十二番地、日本紙管株式会社
大阪市西区北堀江二番丁三十番地、代表取締役源正爽
振出日　昭和二十六年十二月二十日

**●昭和二十七年（ヘ）第一号**

宇治山田市吹上町百十八番地の一　伊勢証券株式会社
申立人

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時にその株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十一日　津簡易裁判所
裁判官　中里俊一

（別紙）　目　録

三重交通株式会社株券四千五百株（百株券四十五枚）
内訳
株券の額面　金五千円
一株の拂込金額　金五十円
記号及び番号　百株券十枚り甲自〇六二〇七号至〇六二一六号
発行年月日　昭和二十六年八月二十日
発行者　三重交通株式会社代表取締役前田穣
株券の額面　金五千円
一株の拂込金額　金五十円
記号及び番号　百株券十枚り甲自〇四二八六号至〇四二九五号
発行年月日　昭和二十六年八月二十日
発行者　三重交通株式会社代表取締役前田穣
記号及び番号　百株券十枚り甲自〇五九七〇号至〇五九七九号
発行年月日　昭和二十六年八月二十日
発行者　三重交通株式会社代表取締役前田穣
以上最終株主　岡甚四
記号及び番号　百株券一枚甲へ一二〇九号
発行年月日　昭和二十二年十月三十日
発行者　三重交通株式会社代表取締役前田穣
記号及び番号　百株券四枚甲と自一一二六号至一一二九号
発行年月日　昭和二十三年八月二十三日
発行者　三重交通株式会社代表取締役前田穣
記号及び番号　百株券五枚ち甲自二七四七号至二七五一号
発行年月日　昭和二十四年十一月四日
発行者　三重交通株式会社代表取締役前田穣
以上最終株主　辻ふじゑ
記号及び番号　百株券五枚り甲自一三一三四四号至一三一三八号
発行年月日　昭和二十六年二月十日
発行者　三重交通株式会社代表取締役前田穣
役前田穣
役前田穣

●昭和二十六年(家)第三二六号
本籍及び最後の住所岡山県上道郡角山村大字枝月四百九十一番の一地　不在者　中須加治一
大正四年五月五日生
右の者に対し香川県木田郡神山村大字東麓庭中須加金子の申立により当裁判所は昭和二十二年四月二日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十七年一月三十日
岡山家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第四三七号
本籍並びに最後の住所福岡市須崎裏町十一番地　不在者　小林　カヨ
明治三十一年一月十六日生
当裁判所は福岡市須崎新町市営住宅第六十三号小林良治の申立により右不在者に対して昭和二十年三月二十一日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十七年一月二十四日
福岡家庭裁判所

●昭和二十六年(家)自第五五〇号至第五五六号
本籍及び住所秋田県仙北郡千屋村浪花字下宇津野百八番地　加藤　鉄男
本籍右申立人に同じ、最後の所在満州国牡丹江省寧安県第八次密占河秋田開拓団　不在者　加藤　謙吉
明治三十七年一月十五日生
本籍右申立人に同じ、最後の所在右不在者に同じ　同　加藤　キヨ
明治四十二年十二月十四日生
本籍右申立人に同じ、最後の所在右不在者に同じ　同　加藤ヤエ子
昭和五年十二月十五日生
本籍右申立人に同じ、最後の所在右不在者に同じ　同　加藤アイ子
昭和八年一月二十日生
本籍右申立人に同じ、最後の所在右不在者に同じ　同　加藤　エイ
昭和十年十二月二十五日生
本籍右申立人に同じ、最後の所在右不在者に同じ　同　加藤　貞子
昭和十六年六月二十九日生
本籍右申立人に同じ、最後の所在右不在者に同じ　同　加藤　荘助
昭和十八年八月二日生
右申立人から不在者等に対し失踪宣告の申立があったから当裁判所は昭和二十六年五月二十三日公催告をしたけれどもその期日である昭和二十七年一月二十二日午前九時迄に不在者等の生死について届出がないから不在者等は昭和十八年十一月二日以来七年以上生死がわからないものと認めて不在者等に対して失踪を宣告する。
昭和二十七年一月二十二日
秋田簡易裁判所大曲支部
家事審判官　秋山五郎

●昭和二十六年(家)第四四七号
本籍富山県中新川郡雄山町東大森二三三番地、最後の住所富山県中新川郡雄山町東大神町三番地、最後の所在富山県中新川郡雄山町東大森二三三番地、那智喜美子の申立により当裁判所は昭和二十三年八月十四日死亡と看做し失踪を宣告する。
昭和二十七年一月二十一日
富山家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第九四五号
本籍富山県中新川郡上市町天神町一番地、最後の住所富山県中新川郡柿沢村鉛九番地　山崎幸次郎
不在者
明治二十三年二月十一日生
右の者に対し本籍並住所富山県中新川郡上市町天神町一番地、山崎長平の申立により当裁判所は大正六年四月一日死亡と看做し失踪を宣告する。
昭和二十七年一月二十一日
富山家庭裁判所
家事審判官　水上高信

●昭和二十六年(家)第六九号
本籍並びに最後の住所北海道網走市南六條東二丁目一番地　不在者　吉田　文子
大正九年六月二十九日生
右の者に対して北海道網走市南六條東二丁目吉田キヲの申立により当裁判所は昭和二十六年一月七日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十七年一月二十三日
釧路家庭裁判所網走支部

## ○除權判決

●昭和二十六年(〇)第一八三号
東京都北区滝野川町一一四二番地　申立人　中島　義人
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十一月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券の提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
日本カーバイド工業株式会社株式十株券十枚
株券の額面　金五百円
記号番号　自ほ乙第二五三一号至ほ乙第二五三三号、ほ乙第一一二四号至ほ乙第一〇一九号、ほ乙第八九三号、ほ乙第九八四号、ほ乙第四九〇号、ほ乙第一七九号、ほ乙第九一一号
発行年月日　昭和二十四年一月十八日
株券発行者　日本カーバイド工業株式会社取締役社長奥村政雄
最終の名義人　中島義人
株式会社太陽商社株式百株券二枚
記号番号　金五千円
三九七号　波丁第三九六号、波丁第
発行年月日　昭和二十三年八月二十三日
株券の発行者　株式会社太陽商社取締役社長宗方丈夫
最終の名義人　中島義人

●昭和二十六年(〇)第一八五号
大阪市都島中野町二の九六六番地　申立人　高畑　岸三
右代理人　田中　忠雄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十一月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目　録
株式会社帝国銀行株券百株券二通
記号番号　B第七四〇九九号、B第七四一〇〇号
額面金額　金五千円
一株金額　金五十円全額拂込済
発行年月日　昭和二十三年十月一日
発行者　株式会社帝国銀行代表取締役佐藤喜一郎
最終名義人　高畑岸三

●昭和二十六年(〇)第一八六号
東京都新宿区四谷一の八　申立人　堀内　良一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右小切手を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　目　録
小切手二通
番号　第五四四の二七〇号
金額　金二十八万円也
種別　持参人拂式
振出日　昭和二十五年十二月二十三日
振出地　東京都文京区
支拂地　右同
振出人及支拂人　株式会社富士銀行江戸川支店江戸川支店長菊池義夫

●昭和二十六年(〇)第一八七号
京都市左京区鹿ヶ谷寺の前町二五　申立人　加納　吉男
奈良県高市郡今井町　同　米田　竹松
徳島県徳島市大道一の六　同　伊藤　武治
岐阜県養老郡下多度村字志津一〇二九　同　村上　欣一
愛知県名古屋市中区栄生町二丁目一番地　右代理人　米谷　末生
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十一月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目　録
株式会社日立製作所株式四百二十株、株券三十枚
記号番号　(イ)甲第五〇三号(ロ)第四乙第一四一五七号(ハ)ぬ第八五二号(ニ)ね自第二〇一四二号至第二〇一四六号(ホ)乙第七四九九号、丙第六〇五二号、丙自第一八三六八号至第一八三七〇号、丁自第五九三三号至第五九三六号(ヘ)ゑ第三〇三号(ト)ゐ自第一九〇三〇号至第一九〇三二号、ゐ第三四一七九号(チ)丙第九四一三〇号、丁自第九〇九二八号至第九〇九三二号
発行年月日　(イ)(ホ)昭和十五年十二月二十六日(ロ)昭和二十三年十二月二十八日(ハ)(ニ)(ト)昭和十四年三月十日(ヘ)昭和十年十二月五日
最終株主名義　(イ)小松新三郎(ロ)稲井宗一(ハ)(ニ)(ホ)伊藤武治(ヘ)(ト)(チ)村上欣一
最終所持人　(イ)加納吉男(ロ)米田竹松(ハ)(ニ)(ホ)伊藤武治(ヘ)(ト)(チ)村上欣一

●昭和二十六年(〇)第一八九号
栃木県足利郡名草村　申立人　小林源一郎
右代理人弁護士　広田　晋一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月五日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
株式会社発行株式百株券一九七枚、五十株券六枚
記号番号　自乙第八二三号至乙第八三〇号
株主名義人　森正道
(1)記号番号　自乙第八三一号至乙第八三三号
株主名義人　大山秀雄
(1)記号番号　自乙第八五四号至乙第八六八号
株主名義人　沼田長治
(1)記号番号　自乙第八一五号至乙第八二二号
株主名義人　川目昇



(1)記号番号　自乙第八六九号至乙第八八六号
株主名義人　村山一郎
(1)記号番号　自乙第八八七号至乙第九〇三号
株主名義人　柳町佑
(2)記号番号　丙第六四号
株主名義人　柳町佑
(1)記号番号　自乙第九〇四号至乙第九一八号
株主名義人　山崎忠之助
(2)記号番号　丙第六五号
株主名義人　山崎忠之助
(1)記号番号　自乙第九一九号至乙第九三六号
株主名義人　清水正澄
(1)記号番号　自乙第九三七号至乙第九五二号
株主名義人　桑高久栄
(1)記号番号　自乙第九五三号至乙第九六九号
株主名義人　山口正道
(2)記号番号　丙第六六号
株主名義人　山口正道
(1)記号番号　自乙第九七〇号至乙第九八七号
株主名義人　谷村嘉一郎
(2)記号番号　丙第六七号
株主名義人　谷村嘉一郎
(1)記号番号　自乙第九八八号至第一〇〇四号
株主名義人　新倉栄一
(2)記号番号　丙第六八号
株主名義人　新倉栄一
(1)記号番号　自乙第一〇〇五号至乙第一〇二二号
株主名義人　小此木洋一
(2)記号番号　丙第六九号
額面　金二千五百円也
株主名義人　小此木洋一
(1)記号番号　自乙第一〇二三号至乙第一〇三一号
株主名義人　塚田喜代飛
以上各株券の
発行日　昭和二十四年六月三十日
一株の金額　金五十円也(全額拂込済)
(1)は百株券にして額面金五千円也
(2)は五十株券にして額面金二千五百円也

●昭和二十六年(〇)第一九一号
東京都港区芝新堀町三六　申立人　北島産業株式会社
右代表取締役　北島　敏雄
右代表理人　中尾　正幸
別紙目録表示の貨物引換証に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十一月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右貨物引換証を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記貨物引換証の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
日本通運株式会社発行貨物引換書
作成番号　筑後柳河(〓)第一〇九六号
作成年月日及び蒲駅扱店　昭和二十五年十月一日秋葉原(〓)
荷送人住所氏名　福岡県三潴郡清池村松永産業株式会社
荷受人住所氏名　東京都台東区下車坂町三石井覚一
品名荷姿個数　花莚莚包十五個六百キロ
本証作成地　福岡県山門郡三橋村
発送取扱駅所名　筑後柳河駅
発行者　日本通運株式会社羽犬塚支店支店長長谷川寅久

●昭和二十六年(〇)第一九三号
東京都中央区銀座七の四　申立人　佐藤　聘英
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十一月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
東京製網株式会社株式一千三百五十株但、百株券十三枚、五十株券一枚
額面　金五千円也、金二千五百円也
一株の金額　金五十円也(全額拂込済)
記番号　甲ろ、六〇、六一、五八、は甲五七一九、五七二〇、五七二一、五七二三、五七二四、五七二五、五七二六、五七二七、五七二八、五七二九、五七二〇、五七二一、は乙、昭和十九年十月十五日は甲、昭和二十四年五月一日
発行者　東京製網株式会社取締役社長矢吹省三
最終名義人　佐藤晴英

●昭和二十六年(〇)第一九四号
福岡県嘉穂郡稲築町字山野　申立人　西田　饒夫
右代理人　中村　勝理
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十一月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑
(別紙)　目　録
三井鉱山株式会社株式一百株券一枚
記号番号　に丁第一四一〇七六号
額面　金五千円
一株の金額　金五十円
発行年月日　昭和二十五年二月一日
最終株主名義人　西田饒夫
株券発行者　三井鉱山株式会社社長山川良一

●昭和二十六年(〇)第一九五号
東京都中央区日本橋兜町二丁目二十八番地　申立人　入丸証券株式会社
右代表取締役　村上　文策
右代理人　山田　新
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月五日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
旭硝子株式会社発行株式一百株券一枚
記号番号　戊第三二四一七号
額面金額　金五千円
拂込金額　全額

●昭和二十六年(〇)第一九六号
兵庫県多紀郡篠山町河原町二〇〇の一　申立人　川端昇太郎
右代理人　定方　繁
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之
(別紙)　目　録
小田急電鉄株式会社株券十株券十三枚、一百三十株
株券の種類、記号番号　(イ)一十株券合乙自第四二〇一号至第四二〇五号(ロ)一十株券合丑自第五〇二三号至第五〇三〇号
額面金額　五百円
拂込金額　五百円
株券の発行年月日　昭和十六年四月五日
株券の発行者　小田急電鉄株式会社取締役社長利光鶴松
最終名義人　川端昇太郎

●昭和二十六年(〇)第一九七号
福島県石城郡小名浜町御殿後四六　申立人　大坂　平助
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月五日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
京浜電気鉄道株式会社株券五十株券四枚、二百株
株券の種類、記号、番号　(イ)五十株券旧丙第四二三号、第四二四号(ロ)五十株券新丙第三三一号、第三三二号
額面金額　二千五百円
拂込金額　二千五百円
株券の発行年月日　昭和十六年十二月十五日
株券の発行者　京浜電気鉄道株式会社取締役社長五島慶太
最終名義人　大坂平助

●昭和二十六年(〇)第二〇〇号
埼玉県浦和市常盤町六の一一一番地　申立人　鈴木孝太郎
別紙目録表示の債券及び株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処同目録第一の証券に付ては昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右証券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。
同目録第二の債券に付ては昭和二十六年十一月二十四日申立外赤木屋証券株式会社右代表取締役赤木康夫から権利を届出で且つ右債券を提出したから民事訴訟法第七百七十條後段を適用し其の権利を留保して無効の宣言をする。
昭和二十六年十二月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之
(別紙)
第一目録
株式会社日本興業銀行発行債券
第二十九号　申立人　割引興業債券
額面金額　金一万円也
記号番号　第七二八六番
発行日　昭和二十五年三月二十八日
償還日　昭和二十六年三月二十八日
関西配電株式会社発行社債
額面金額　金一万五千円也
第九回社債
記号番号　(イ)丙第八二三号(ロ)乙第一五〇号
発行日　(イ)(ロ)昭和二十三年十月五日
償還日　(イ)(ロ)昭和二十六年十月五日
東亜合成化学工業株式会社発行株券
記号番号　J第一三九四号
額面金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十五年六月三十日
最終名義人　鈴木孝太郎

第二目録
株式会社日本興業銀行発行債券
第五十一号 割引興業債券
額面金額 各金一万円也
記号番号 自第六二六八番至第六二七〇番
発行日 昭和二十六年二月二十八日
償還日 昭和二十七年二月二十八日
商工組合中央金庫発行
第三号 割引商工債券
額面金額 金五万円也
発行日 昭和二十五年八月二十五日
償還日 昭和二十六年八月二十五日
第六号 割引商工債券
額面金額 各金一万円也
記号番号 自第三五二三三号至第三五二五号
発行日 昭和二十五年十一月二十七日
償還日 昭和二十六年十一月二十七日
第九号 割引商工債券
額面金額 各金一万円也
記号番号 自第一八八五号至第一八八八号
発行日 昭和二十六年二月二十七日
償還日 昭和二十七年二月二十七日

❸昭和二十六年(〇)第二〇三号
埼玉県浦和市常盤町四丁目五八番地
右代理人弁護士 小川 光佳
申立人 会田 憲七
右復代理人 山田 徳治
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月七日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙)
目録
一株券の種類及数量 明治乳業株式会社株券五十株券二枚
株券番号 乙第八七号、同第八八号
株券発行者 明治乳業株式会社取締役社長有島健助
株券発行年月日 昭和十八年九月一日
額面 金二千五百円(但一株拂込金額金五十円也)
名義人 福田栄太郎
最終所持人 小川光佳

❹昭和二十六年(〇)第二〇七号
大阪府岸和田市尾生町二三六の一
和歌山県有田郡保田村大字辻堂七四四
同 藤田 圭吉
右代理人 伊藤 麻知
右復代理人 稲垣 博重
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月七日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙)
目録
鐘淵紡績株式会社株式五十株
但し株券一枚
株券額面 金額二千五百円
株券記番号 (イ)C第八七五九号
発行年月日 昭和二十四年三月二十六日
最終所持人 (イ)原昇

❺昭和二十六年(〇)第二〇八号
兵庫県神戸市垂水区谷町三〇八五の一
申立人 森田 ことと
右代理人 井上 広也
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月六日
東京簡易裁判所
裁判官 常野保乞

(別紙)
目録
佐世保船舶工業株式会社百株券一枚
記号番号 は乙第一一八〇四号
額面金額 金五千円也
一株の金額 金五十円也全額拂込済
発行年月日 昭和二十四年七月一日
最終株主名義人 森田 ことと
株券発行者 佐世保船舶工業株式会社代表取締役塩津英蔦

❻昭和二十六年(〇)第二〇九号
東京都中央区日本橋具服橋二丁目一番地
申立人 印度支那銀行東京支店
右代表者 ジョルジュ・ベロン
支配人
右代理人弁護士 松山 全一

別紙目録表示の小切手に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十二日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙)
目録
小切手 無記名、持参人拂式一枚
記号番号 金五四の三三一九
金額 金八万九千六百五十四円八十五銭
振出日 昭和二十六年二月五日
振出地 東京都千代田区銀行本店営業部
支拂人 東京都千代田区大手町一丁目六番地株式会社富士銀行
振出人 株式会社富士銀行
右代理人 村井 潔

❼昭和二十六年(〇)第二二一号
北海道札幌市北十八條西五丁目二十番地
申立人 石川 一共
右代理人 村井 潔
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月七日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙)
目録
一株式銘柄 株式会社鉄興社株式
記号番号及発行年月日 和第一三六〇五号昭和二十四年六月一日
一株の額面金額 金五十円也(全額一拂込済)
最終の名義人 石川一共

○破産宣告

❽昭和二十六年(ワ)第三二九号
大阪市南区順慶町三丁目十七番地
債務者 大阪府組包資材商業協同組合
右代表理事 三笠 巌
右の者に対し当裁判所は昭和二十七年二月四日午前十時破産宣告を為したるを以つて左の通り公告する。
一、主文
一、債務者大阪府組包資材商業協同組合を破産者とす。
一、破産財団の管理人大阪市中央区安堂寺橋通一丁目四四安堂寺橋ビル四階、弁護士服部勇
一、債権届出期間 昭和二十七年二月二十三日迄
一、第一回の債権者集会の期日 昭和二十七年三月三日午後一時
一、債権調査の期日 昭和二十七年三月三日午後一時
一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済を為し又は其財産を交付すべからず、尚破産者に対し債務を負担する者又は其財産を所持する者は其旨若し財産を所持する者が別除権を有するときは其債権を有する旨を昭和二十七年二月二十三日迄に破産管財人に届出ること。
昭和二十七年二月四日
大阪地方裁判所

❾本店京都市伏見区深草飯食町無番地
破産者 株式会社西陣化学研究所
右の者に対する昭和二十五年(ワ)第二二号破産事件につき、当裁判所が昭和二十七年二月八日午前十時にした破産宣告につき、つぎのとおり公告する。
一、債務者株式会社西陣化学研究所を破産者とする。
二、破産管財人は京都市上京区小山下総町一八番地、弁護士藤野慶三
三、債権届出期間 昭和二十七年二月二十八日まで
第一回債権者集会の期日は昭和二十七年三月七日午後一時
債権調査の期日は昭和二十七年三月七日午後一時
四、破産者の債務者及び破産財団に属する財産の所持者は、破産者に弁済をし、又はその財産を交附してはならぬ。破産者に対し、債務を負担する者は、その旨破産者の財産を所持する者は、その旨破産者の財産を所持する者が別除権を有するときは、その債権を有することを、昭和二十七年二月二十八日までに破産管財人に届出ねばならぬ。
昭和二十七年二月八日
京都地方裁判所

○特別清算開始

❿福岡市東中洲町七十四番地の一
福岡市東葛巴町五十九番地の四
右代表者 株式会社昭電社
同市大字春吉一六五番地の一
右同 申立人 牟田 真
右代表清算人
同 光



解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年一月十二日臨時株主総会の決議で解散した。当会社の公告の日より二箇月以内に申出でられたい。若し期限内に申出でのないときは清算から除却せられる。
昭和二十七年二月七日
堺市松原町七番地
登喜和製粉株式会社
清算人 泉谷 豊

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられます。
昭和二十七年一月七日
旧本店大阪市生野区鶴橋北之町二丁目百七十二番地
新本店大阪府八尾市大字穴太三百五十四番地
三栄刷子工業株式会社
代表清算人 山池 浩

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年一月三十一日臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和三十七年二月八日
大阪市東淀川区十三西之町三丁目三六番地
大阪米穀商事株式会社
代表清算人 松本貞三郎

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年一月二十五日の臨時株主総会の決議により解散しました。
したので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のなきときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月三十一日
名古屋市中区御幸本町通五丁目十番
万書作業服株式会社
清算人 山田 憲三

減資公告
本会社は昭和二十六年十一月二十九日臨時株主総会に於て資本を減少し資本の総額を金一百五十万円となすことを決議したるにより本会社の債権者にして之に異議あるものは昭和二十七年四月十三日迄に其の旨本社に申出相成度
昭和二十七年二月十三日
福島県若松市甲賀町五十五番地の七
古河石炭東北販売株式会社
社長 菅井 正

合併公告
昭和二十七年二月四日開催の社員総会において下記会社は合併して甲は存続し乙は解散する事に決議致しましたから上記合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月八日
豊橋市弧口町字津夫良三十番地
甲 東郷堂産業有限会社
豊橋市弧口町字津夫良三十番地
乙 有限会社東郷堂製作所

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年一月三十一日の株主総会の決議により解散致しましたので当会社に債権を有する方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年一月三十日
東京都文京区小石川町一丁目一番地
鋼倉鉱業株式会社
代表清算人 鈴木 祐幾

解散公告
当会社は昭和二十七年一月二十九日株主総会の決議により解散しました。
当会社に対し債権のある方は此の公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出の無きときは清算より除斥します。
昭和二十七年一月三十日
京都市下京区河原町通松原上る幸竹町三八五番地
六興製具株式会社
代表清算人 吉川 四郎

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十一月十八日の臨時株主総会の決議により解散致しましたについては、当会社に対し債権を有せらるる方は、本公告掲載日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年二月十三日
大阪市東区今橋一丁目一番地
大和証券ビル多屋法律事務所内
三永通商株式会社
清算人 柴田鬼面一

資本減少公告
昭和二十六年十二月二十七日定時総会で発行済株数十万株を八万四千株に減少する決議をしました之に異議ある方は本公告掲載日から二箇月以内に御申出下さい。
大阪市東区今橋一丁目十番地
明和企業株式会社

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一日株主総会の決議に因り解散致しましたについては、当会社に対し債権を有せらるる方は、本公告掲載日より二箇月以内にその債権のお申出相成たく若し右期間内にお申出がないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年二月十三日
東京都千代田区神田殿河台三丁目一番地
株式会社目黒書店
代表清算人 目黒鐘一郎

資本減少公告
当社は昭和二十七年一月三十一日開催の臨時株主総会に於て現在資本金五百万円を金二十二万五十円に減少する旨決議を為しましたので之に異議ある債権者は本公告の日から二箇月以内に其の旨申出でられたい。
昭和二十七年二月十三日
大阪市此花区四貫島大通二丁目九
政岡土地株式会社

資本減少に付株券提供公告
当会社は昭和二十七年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議に依り資本金五百万円を金二十二万五十円に減少し其の方法として一株金五十円額面株式の中左記番号の株式九万一千一百九十八株を買入消却し且株式二株を一株に併合することに相成りましたから株主及質権者各位は本公告の翌日より三箇月以内に御所持株券を当会社に御提供相成たく右公告いたします。
記
一、百株券自甲第〇〇一号至甲第五八八号及自甲第六三一号至甲第九五二号
二、十株券自乙第〇〇一号至乙第〇五号及自乙第〇二五号至乙第〇二八号
三、一株券自丙第〇〇一号至丙第〇〇八号
昭和二十七年二月十三日
大阪市此花区四貫島大通二丁目九
政岡土地株式会社

新株式発行決議公告
昭和二十七年一月二日開催の当社取締役会に於て新株式の発行に関し左記の通り決議されましたから公告致します。
昭和二十七年二月六日
大阪市西淀川区野里東四丁目九四番地 大阪酸素工業株式会社
取締役社長 鈴木彦次郎
新株式募集要項
一、発行新株式数
額面株式十万株(記名式普通株)
二、新株式の発行価額
一株に付金五十円也 金五十円
三、新株式の割当方法
四、新株式の一株の金額 昭和二十七年三月十日午後四時現在の株主に対してその所有株式二株に付新株式一株の割合で割当てる。
五、申込期日 昭和二十七年四月二十五日
六、拂込期日 昭和二十七年五月一日
七、其他新株式発行に必要な事項は総て取締役会に於て決定する。
以上

整理計画認可申請公告
昭和二十四年政令第二九一号に基く整理計画の認可申請をしましたから同政令第十八條の規定に依り公告します。
昭和二十七年二月十一日
勝屋証券株式会社
特殊整理人 勝屋 三郎
台北信用組合
特殊整理人 立川甚一郎

決定整理計画変更認可申請公告
昭和二十四年政令第二九一号に基く決定整理計画の変更認可申請を致しましたから同政令第二十一條の規定により公告致します。
昭和二十七年二月八日
律太生活物資統制組合
特殊整理人 斎藤三代吉

整理計画認可公告
昭和二十四年政令第二九一号に基く左記各社の整理計画は認可になりましたから同政令第二十條の規定により公告致します。
昭和二十七年二月八日
特殊整理人 渡辺慶之進外
利原鉄山株式会社(特殊整理人(以下同じ)渡部慶之進)、朝鮮飛行機株式会社(徳川守)、株式会社常盤洋行(竹重明簡)、秋田水産工業株式会社(飯沢清)、朝鮮製錬株式会社(安永伝七)、三宝鉱業株式会社(大林芳郎)

決定整理計画変更認可公告
昭和二十四年政令第二九一号に基く決定整理計画の変更申請は認可になりましたから同政令第二十一條の規定に依り公告致します。
昭和二十七年二月八日
薩北電線株式会社
特殊整理人 真盛 真一
満蒙毛織株式会社
特殊整理人 手塚 弘

債権申出の公告
最後の住所 福井県敦賀市津内百七十八号九番地
死亡の場所 右に同じ
死亡年月日 昭和二十六年一月二十九日
被相続人 亡 小林 清吉
明治六年二月二十九日
右被相続人の債権者(相続債権者、受遺者)は本公告掲載の日より二箇月以内に当財産管理人に対し債権請求の申出をされ度し。若し右期間内に申出ない時は其弁済は除籍されることがある。
昭和二十七年一月二十九日
福井県敦賀市結城百十六番地
右被相続人の相続財産管理人
畑守三四治

右申立人等の昭和二十七年(ヒ)第二号特別清算開始の申立事件に付当裁判所は次の通り決定する。
主文
株式会社昭電社に対し特別清算開始を命ずる。
理由
申立人等の提出した疎明資料によれば申立理由は疎明があつたものと認められ同事由によれば右会社の特別清算開始は相当と認められるから主文の通り決定する。
昭和二十七年二月五日
福岡地方裁判所
裁判官 久江啓七郎

## 会社その他の公告

解散公告(三回)
当会社は昭和二十七年一月十八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年二月一日
札幌市南二條西六丁目十二番地
株式会社市原商会
代表清算人 立岡正太郎
同 山下 直一

会社解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一日臨時社員総会の決議により解散致しましたから当会社に対して債権の申出をする方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出がない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年二月五日
神戸市長田区川西通五丁目五番地
タイガー化学工業有限会社
清算人 藤原 茂明

資本減少公告
当会社は本日株主総会で発行済株式総数五万株を一万株に減少することを決議しましたから異議ある方はこの公告の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月十三日
大阪市北区梅ヶ枝町百六十四番地
宇治電興業株式会社

# 第7528号



明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉附録　二十六年十一月三十日付参会附録（その五）三二頁

**第一回決算公告**

（自昭和二十五年十二月二十日至昭和二十六年十一月三十日）

貸借対照表

（昭和二十六年十一月三十日現在）

資産の部

| | |
|---|---|
| 固定資産 | 九、四一一、九五六・七〇 |
| 流動資産 | 二四、一九一、三一五・一四 |

Aspeed タイム・スタンプ
電報、書簡、送り状、伝票の発受に遊技場、競技場の出入に一瞬！
公平な時分を明確に印字する
全国電報局御指定
（カタログ送呈）
FEB 6 AM 4.36
東京・杉並・堀ノ内
中島精密工業株式会社
電話中野(38)1467・3406・4291・4068番

| | |
|---|---|
| 現金及預金 | 七、八七九、八〇四・九六 |
| 合計 | 四一、四八三、〇七六・八〇 |

負債及資本の部

| | |
|---|---|
| 流動負債 | 一九、五八九、〇七〇・八〇 |
| 資本金 | 七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 当期利益金 | 一四、八九四、〇〇六・〇〇 |
| 合計 | 四一、四八三、〇七六・八〇 |

昭和二十七年二月

丹司製陶株式会社

**第六十一期決算公告**

昭和二十六年十一月三十日現在

資産の部

| | |
|---|---|
| 預金及現金 | 四、六五〇、二〇八・三八 |
| 受取手形 | 九九、四一九・〇〇 |
| 売掛金 | 六、二三六、七七一・〇〇 |
| 有価証券 | 四三、〇〇〇・〇〇 |
| 仮拂金 | 四、〇二四、六六五・七六 |
| 貯蔵品 | 四、九五九、二三一・九八 |
| 土地建物構築物 | 八四五、六四一・一〇 |
| 機械車輛運搬具 | 二、五五七、七四一・五〇 |
| 備品什器 | 一二八、六一三・〇〇 |
| 保証金及出資金 | 二一〇、三五〇・〇〇 |
| 合計 | 二三、七五五、六四一・七二 |

負債の部

| | |
|---|---|
| 支拂手形 | 五、七三五、〇〇〇・〇〇 |
| 借入金 | 一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 未拂金 | 四、四四三、九三四・〇二 |
| 仮受金 | 九、九七九、九六四・〇〇 |
| 利益準備金 | 二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 諸積立金 | 六、一八三、七六〇・〇〇 |
| 前期繰越金 | 二六八、七六三・八三 |
| 当期利益金 | 三六一、六六六・八七 |
| 合計 | 二三、七五五、六四一・七二 |

大阪市大正区千島町三六六番地

日本木材防腐株式社会

**第五十五期決算公告**

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

（資産の部）

| | |
|---|---|
| 現金預金 | 五、一三六、六六八・〇五 |
| 受取手形 | 七、一一六、六〇〇・三三 |
| 売掛金 | 一四、四五五、八二〇・〇〇 |
| 前拂金 | 四七、七六二、九四四・一七 |
| 立替金 | 五、一六三、七五八・九五 |
| 仮拂金 | 二、四一六、六九三・五九 |
| 製品・商品 | 三四、七六九、三三七・五四 |
| 仕掛品・半製品 | 六、三三七、六三九・九一 |
| 原料・材料 | 一六、六六四、三〇六・九二 |
| 建物機械備品土地 | 五六、四四四、九三三・六五 |
| 投資 | 二六〇、四〇〇・〇〇 |
| 当期純損失金 | 二三、九〇六、〇一一・七五 |
| 合計 | 二一九、四三五、一一四・八六 |

（負債及び資本の部）

| | |
|---|---|
| 支拂手形 | 三、七九八、二九八・八六 |
| 買掛金 | 二、六九五、三三二・六八 |
| 借入金 | 二四、七〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 未拂金 | 九、七九四、八〇九・五六 |
| 前受金 | 四三、一四八、八七〇・〇〇 |
| 預り金 | 二、〇九三、一八八・五〇 |
| 法人税引当金 | 二、〇六四、九三〇・〇〇 |
| 資本金 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 再評価積立金 | 六一、一三三、〇八〇・三九 |
| 利益準備金 | 一、〇〇五、〇〇〇・〇〇 |
| 別途積立金 | 一、三〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 繰越利益剰余金 | 七〇一、六〇四・八七 |
| 合計 | 二一九、四三五、一一四・八六 |

昭和二十七年二月

和光純薬工業株式会社

**第六十二期決算公告**

（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

借方（資産の部）

| | |
|---|---|
| 現金及預金 | 一、八五二、九一六・五七 |
| 受取手形 | 一、四四五、〇四八・〇〇 |
| 売掛金 | 七、一九八、六九三・〇〇 |
| 有価証券 | 一〇五、五五〇・〇〇 |
| 棚卸資産 | 七、〇二九、六二〇・一四 |
| 過拂及仮拂金 | 二一〇、八〇七・七八 |

| | |
|---|---|
| 仮受金 | 六、九七三、九六七・〇〇 |
| 資本金 | 二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 利益準備金 | 一五七、〇〇〇・〇〇 |
| 諸積立金 | 六三一、六五〇・〇〇 |
| 再評価積立金 | 二、一八三、六六〇・〇〇 |
| 前期繰越金 | 二六八、七六三・八三 |
| 当期利益金 | 三六一、六六六・八七 |
| 合計 | 二三、七五五、六四一・七二 |

**昭和27年度 予算書**

一般会計予算並びに同予算参照書
特別会計予算並びに同予算参照書
政府機関予算並びに同予算参照書
3部1組　B5判　1,600頁
頒布実費　1,500円　（送料実費）

本書は今次第13回国会提出のため大蔵省主計局にて作成したもので、特に各地方自治体、諸機関、図書館、その他一般において入手方を要望される向に応ずるため、国会提出後に同一品を頒布するものであります。

部数に限定がありますから至急下記え御発注下さい。

東京都新宿区市谷本村町
印刷庁業務部業務課
電話九段(33)350～9（直通4909）

| | |
|---|---|
| 固定資産 | 七、五一五、七三七・二五 |
| 合計 | 二五、三五八、三七二・七四 |

貸方（負債の部）

| | |
|---|---|
| 支拂手形 | 三、七六四、三七〇・〇〇 |
| 未拂金 | 二、一一九、二五〇・八〇 |
| 預り金 | 一七六、二三五・七五 |
| 引当金 | 一〇五、五四三・〇〇 |
| 資本金 | 二、五五〇、〇〇〇・〇〇 |
| 諸積立金 | 七、〇三八、〇二九・六一 |
| 再評価積立金 | 六五〇、〇〇〇・〇〇 |
| 利益準備金 | 二、九五〇、〇〇〇・〇〇 |
| 前期繰越金 | 二一九、五三九・四三 |
| 当期純益金 | 五、七八五、四〇四・一五 |

| | |
|---|---|
| 什器 | 二五〇、四八七・〇〇 |
| 有価証券 | 七四〇、五七六・三八 |
| 貯蔵品 | 四、一九六、九二四・六二 |
| 仕掛品 | 四、八八四、三七九・六七 |
| 未収金 | 九一、二〇一・三二 |
| 仮拂金 | 一、二三八、六〇四・四七 |
| 売掛金 | 六、一七三、〇八三・八〇 |
| 受取手形 | 三、一一九、五七三・九六 |
| 預け金 | 四、一〇九、一〇一・〇〇 |
| 銀行預金 | 二、七六四、二九三・三六 |
| 現金 | 二三、八二三・二三 |
| 借方合計 | 三六、六四六、〇〇三・三七 |

**第十七回決算公告**

昭和二十六年九月三十日

貸借対照表

借方（資産の部）

| | |
|---|---|
| 土地 | 一一八、九六五・二一 |
| 建物 | 三、九三七、九〇〇・〇〇 |
| 機械備品 | 四、三七七、八六〇・〇〇 |
| 建設勘定 | 三六八、〇二五・三五 |
| 工具 | 二五二、二〇四・〇〇 |
| 合計 | 二五、三五八、三七二・七四 |

昭和二十七年一月二十九日

京都市左京区八瀬花尻町一九八番地

日本金属粉株式会社

| | |
|---|---|
| 資本金 | 五、四〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 再評価積立金 | 七、七五四、七五七・八六 |
| 法定積立金 | 三〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 別途積立金 | 三〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 支拂手形 | 一、一七二、九八五・〇〇 |
| 仮拂金 | 五、七二八、五五〇・八三 |
| 前受金 | 一〇六、三〇四・〇〇 |
| 買掛金 | 一、二一二、二九二・七〇 |
| 未拂金 | 三、二三三、〇四七・九〇 |
| 仮受金 | 九九〇、九八〇・七〇 |
| 前期繰越利益金 | 一〇、七四七、〇八四・三八 |
| 当期利益金 | 三六、六四六、〇〇三・三七 |
| 貸方合計 | |

株式会社楠木機械製作所

**第十六期決算公告**

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

資産の部

| | |
|---|---|
| 固定資産 | 二、一四一、〇二六・一一 |
| 仮拂及出資金 | 八六、八八四・〇〇 |
| 売掛金 | 一、三九〇、五六五・四三 |
| 受取手形 | 一、七七六、一一八・〇〇 |
| 棚卸資産 | 八一七、〇九六・五〇 |
| 預金及現金 | 五二〇、五五六・八五 |
| 前期繰越金 | 一五、一九八・八〇 |
| 合計 | 六、七四七、四四五・六九 |

負債の部

| | |
|---|---|
| 資本金 | 一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 短期負債 | 四、三九五、五四〇・〇一 |
| 諸積立金 | 七一二、四八七・〇〇 |
| 当期利益金 | 六三九、四一八・六八 |
| 合計 | 六、七四七、四四五・六九 |

昭和二十七年一月

三阿耐火煉瓦株式会社

**第十五期決算公告**

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

資産の部

| | |
|---|---|
| 固定資産 | 一六、三九〇、二五六・八六 |
| 棚卸資産 | 四四、一七九、二五八・七九 |
| 投資資産 | 一、五一〇、五〇〇・〇〇 |
| 流動資産 | 二九、一二六、四二七・五三 |
| 勘定 | 二、六四六、三六五・五六 |
| 雑 | 九三、八五二、八〇八・七四 |
| 合計 | 九三、八五二、八〇八・七四 |

負債の部

| | |
|---|---|
| 資本金 | 六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 諸積立金 | 二一、三六七、八九〇・〇〇 |
| 諸引当金 | 一、八〇八、一二七・〇〇 |
| 短期負債 | 五二、二一二、二六八・一四 |
| 長期負債 | 四、三〇〇、〇〇〇・〇〇 |
| 棚卸負債 | 四、五九五、四一八・二四 |
| 前期繰越金及当期利益金 | 三、五六九、一〇五・三六 |
| 合計 | 九三、八五二、八〇八・七四 |

丸石製薬株式会社

正誤

昭和二十七年一月二十八日会社その他の公告欄四一九頁三段東京爆薬販売株式会社(甲)合併公告中「本公告掲載の翌月から」は「本公告掲載の翌日から」の誤植

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)三五一一～五九　振替東京一九〇〇官報課